

# 最近の年金関連トピックス

---

2021年10月

# 目次

本資料掲載のトピックス	・・・2
1. 公的年金及び企業年金制度関連	
1-1. 確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大および加入可能年齢の引上げ等に伴う関係省令案等の意見募集開始について	・・・4
1-2. 確定拠出年金における運用方法除外事由の追加および事業主報告書の簡素化に関する省令の公布	・・・8
1-3. 確定拠出年金の運用方法にかかる除外方法の選択肢追加に関する通知等の発出	・・・10
1-4. リスク分担型企業年金に係る規定の整備等に関する省令改正	・・・13
1-5. リスク分担型企業年金に係る規定の整備等に関する通知等の発出	・・・16
1-6. 「公的年金の繰上げ減額率および企業型DC加入者のiDeCo加入要件拡大等に関する政令」の公布および関連通知の発出	・・・17
1-7. 確定拠出年金の拠出限度額の見直し及び他制度掛金相当額の算定に関する政省令の公布	・・・22
1-8. 確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大および加入可能年齢の引上げ等に伴う関係省令の公布	・・・26
1-9. DB年金の2021年3月決算積立状況等	・・・31
1-10. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2020年度)	・・・39
2. その他トピックス	
2-1. 厚生労働省「令和3年版厚生労働白書～新型コロナウイルス感染症と社会保障～」を公表	・・・43
3. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(2021年7月～9月)	・・・46

※ 2021年7月～2021年9月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

# 本資料掲載のトピックス

## 《DC拠出限度額の見直しについて》 ⇒P.22

- 2024年12月1日から、企業型DC・iDeCoの拠出限度額は、DC加入者がそれぞれ加入しているDB等の掛金相当額(以下、他制度掛金相当額)の実態を踏まえて定める

### ＜他制度掛金相当額の原則的な算定方法＞

- ✓ 基礎率が更新される「定例の財政再計算及び掛金額の再計算」のたびに算定する
- ✓ 直近の標準掛金額に用いた基礎率と同一の基礎率に基づき、各制度の財政方式に応じた以下の算定式により算定する

#### 【加入年齢方式】

$$\text{他制度掛金相当額(円)} = \frac{\text{標準的な加入者の通常予測給付現価}}{\text{標準的な加入者の人数現価}}$$

#### 【開放基金方式】

$$\text{他制度掛金相当額(円)} = \frac{\text{現在加入者将来分通常予測給付現価} + \text{将来加入者通常予測給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価} + \text{将来加入者の人数現価}}$$

#### 【閉鎖型総合保険料方式】

$$\text{他制度掛金相当額(円)} = \frac{\text{現在加入者の将来分通常予測給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価}}$$

### ＜他制度掛金相当額の簡易的な算定方法＞

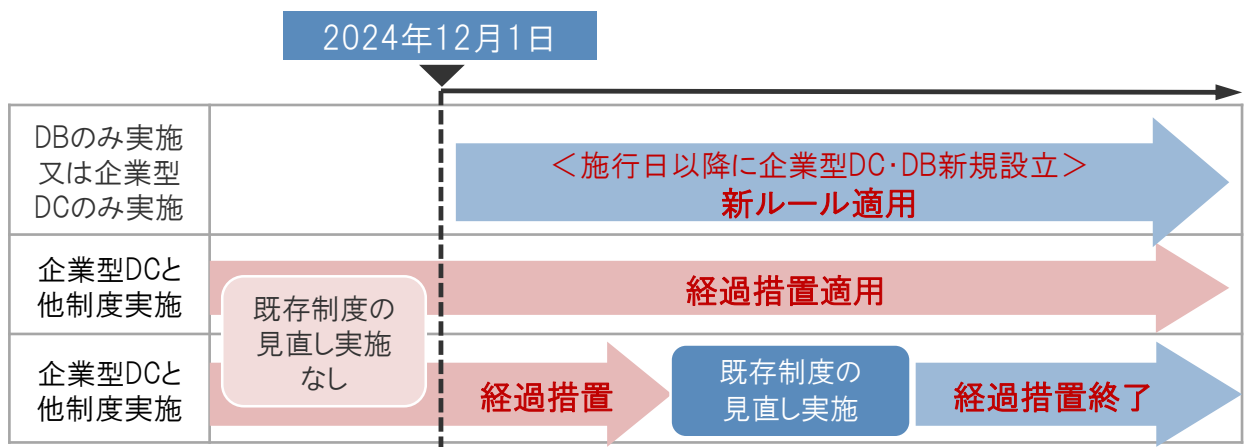
- ✓ 2024年12月1日の施行日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて算定する他制度掛金相当額については、簡易的な基準で算定した他制度掛金相当額とすることができる

#### 【簡易的な算定式】

$$\text{他制度掛金相当額(円)} = \frac{\text{加入者の標準掛金総額}}{\text{加入者数}}$$

### ＜企業型DCの拠出限度額の経過措置＞

- ✓ 2024年12月1日の施行時に既に実施している企業型DCの拠出限度額には、施行時の企業型DC規約に基づいた掛金拠出が継続できるよう経過措置を設ける
- ✓ なお、事業主掛金に関する事項を変更した場合、その他厚生労働省令で定める場合に該当したときは、経過措置は終了する



# 1. 公的年金及び企業年金制度関連

---

# 1-1. 確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大および加入可能年齢の引上げ等に伴う関係省令案等の意見募集開始について

- 6月25日、年金制度改正法を受けた省令案等の一部を改正する通知案等に関する意見募集が開始

三菱UFJ年金ニュースNo.520(6/29)

## ポイント

- 6月25日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」および「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する意見募集※1※2が開始されました。
- 主な省令および通知案の内容は、以下のとおりです。
  - DCの受給開始時期の選択肢拡大に伴う措置
  - DCの加入可能年齢の引上げに伴う措置
  - DCの脱退一時金の見直しに伴う措置
  - ポータビリティの拡充(企業型DC⇒通算企業年金、終了DB⇒iDeCoへの移換)に伴う措置
  - 企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和に伴う措置
  - 企業型DCの運用方法の除外に関する事項

※1 [「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に関する意見募集について](#)

※2 [「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する意見募集について](#)

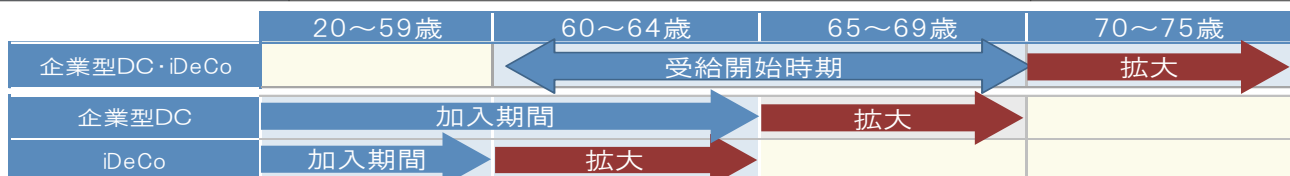
## 意見募集締切日・公布日・施行期日

- 意見募集締切日：2021年7月24日
- 公布日・発出日：上記項目1～5は、2021年8月下旬予定  
上記項目6を含む通知発出は、7月予定
- 施行期日：項目毎に順次施行(次頁以降参照)

# 1-1. 確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大および加入可能年齢の引上げ等に伴う関係省令案等の意見募集開始について

## 省令案等の概要

改正項目	省令案等の改正概要	施行日
(1)DCの受給開始時期の選択肢拡大に伴う措置	<p>【退職所得控除の計算に関する情報提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職手当等の支払いに際し、届出が必要となる対象年齢を次のように変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業主が、<u>企業型記録関連運営管理機関へ通知する企業型DC加入者等の年齢範囲を「46歳以上」から「41歳以上」に変更</u></li> <li>② iDeCo加入者が、国民年金基金連合会に届出を行う対象となる年齢範囲を「46歳以上」から「41歳以上」に変更</li> </ul> </li> </ul>	2022年4月1日
(2)DCの加入可能年齢の引上げに伴う措置	<p>【60歳までの加入者等期間を有しない者の支給時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>60歳までの通算加入者等期間を有しない者は、企業型DC加入者となった日又は企業型DC加入者であった者が60歳に到達した日のいずれか遅い日から起算して5年を経過した日以降に老齢給付金の支給を請求できるものとする</u>(iDeCo加入者等についても同様の改正を実施)</li> </ul> <p>【資格喪失日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年齢に関する加入資格を規約に定めた場合、当該年齢に到達することによって当該資格を喪失したときは、<u>喪失に至った日を資格喪失日</u>とする</li> </ul> <p>【一定年齢未満を定める場合】 (法令解釈通知および規約承認基準の改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入資格に「一定の年齢未満」とすることを定める場合、<u>「60歳未満」とすることはできないものとする</u></li> </ul>	2022年5月1日
	<p>【記録関連運営管理機関の間での情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>60歳以上で企業型DC加入者の資格を取得した場合、企業型記録関連運営管理機関等(記録関連業務を行う事業主を含む)は、他の企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該加入者が企業型DCの老齢給付金の受給権を有するか否か等の情報提供を求めるものとする</li> <li>老齢給付金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、他の企業型記録関連運営管理機関等に対し当該請求を行った者に係る企業型DC加入者の資格の有無に係る情報の提供を求めることができる</li> </ul>	



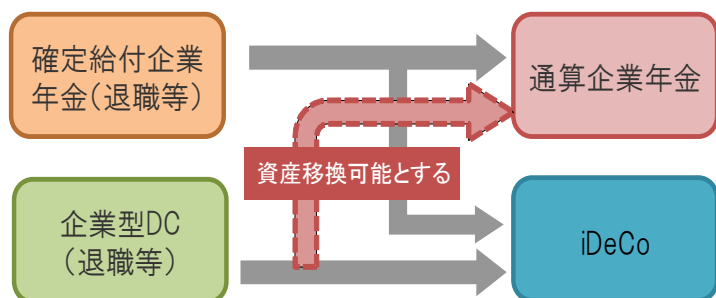
# 1-1. 確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大および加入可能年齢の引上げ等に伴う関係省令案等の意見募集開始について

## 省令案等の概要(続き)

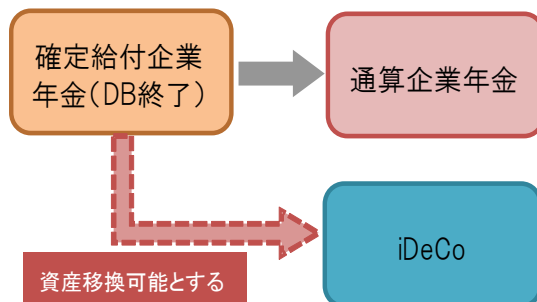
改正項目	省令案等の改正概要	施行日
(3)DCの脱退一時金の見直しに伴う措置	<p>【記録関連運営管理機関の間での情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>iDeCoの支給要件を満たしていれば、企業型DCからの脱退一時金の受給が可能となることに伴い、企業型DCの脱退一時金の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、他の企業型記録関連運営管理機関等、個人型記録関連運営管理機関又は国民年金基金連合会に対し、当該請求の裁定に必要な情報提供を求める</li> </ul>	2022年5月1日
(4)ポータビリティの拡充に伴う措置	<p>【企業型DC⇒通算企業年金に伴う情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型DCから企業年金連合会(通算企業年金)への移換を可能にするに伴い、以下の変更を行う             <ol style="list-style-type: none"> <li>移換の申出は 企業型記録関連運営管理機関等を通じて行う</li> <li>移換の申出を受けた 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型DC加入者であった者に係る氏名等を記載した書類又は磁気ディスク等を企業年金連合会に提出する</li> </ol> </li> </ul> <p>【終了DB⇒iDeCoへの移換に伴う情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DBの残余財産をiDeCoへ移換可能とすることに伴い、移換の申出を受けた清算人は、終了DBの加入者等の氏名等を記載した書類又は磁気ディスク等を国民年金基金連合会に提出する</li> </ul>	2022年5月1日

### 【ご参考】ポータビリティの拡充

【企業型DCから通算企業年金への移換が可能に】



【終了したDBからiDeCoへの移換が可能に】





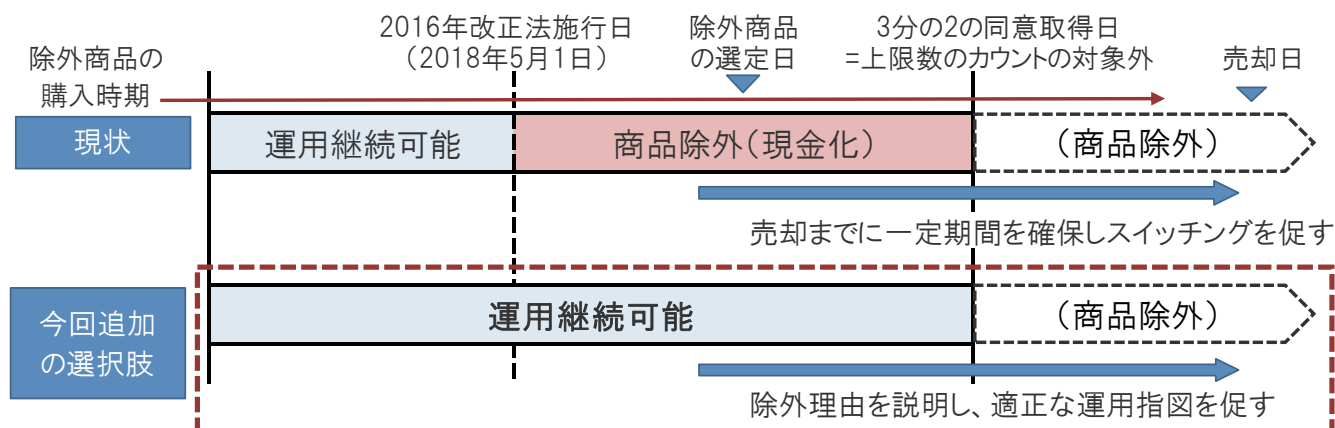
# 1-1. 確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大および加入可能年齢の引上げ等に伴う関係省令案等の意見募集開始について

## 省令案等の概要(続き)

改正項目	省令案等の改正概要	施行日
(5)企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和に伴う措置	<p>【拠出区分の規約への記載】 (規約承認基準の改正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業主掛金について、掛金拠出単位期間を毎月拠出とする方法以外により拠出する場合又は拠出限度額を超えて拠出する拠出区分期間がある場合のいずれかに該当するときは、<u>その旨を規約に定めること</u></li> </ul> <p>【記録関連運営管理機関による情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型記録関連運営管理機関等は、次の事項を電子通信回線を通じて企業型DC加入者が閲覧できる状態に置かなければならない             <ol style="list-style-type: none"> <li>①企業型DCの事業主掛金の情報</li> <li>②企業型DC加入者掛金の情報</li> <li>③iDeCo加入者掛金の拠出に資する情報等</li> </ol> </li> <li>企業型DC運用指図者、iDeCo加入者及びiDeCo運用指図者についても、上記に準じた改正を行う</li> </ul>	2022年10月1日
(6)企業型DCの運用方法の除外に関する事項	<p>【企業型DC運用方法にかかる除外方法の追加】 (法令解釈通知の改正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に保有している<u>運用方法の売却を伴わない方法により除外することを可能とする</u></li> </ul>	通知発出日

### 【ご参考】運用商品除外方法の追加

- 2016年改正において、商品選択者の3分の2以上の同意で運用商品の除外が可能となったが、同意取得日までの掛金部分については現金化する必要があった(施行日前の掛金部分は、運用継続可能)
- しかし、改正法施行日に遡って現金化することは、除外を同意していない者について意図しない売却を伴い、投資信託での時価変動や、保険商品での解約金が発生する等の課題があったため、過去分の現金化を伴わない将来分のみを除外(「閉鎖型」)する選択肢を追加するもの





# 1-2. 確定拠出年金における運用方法除外事由の追加 および事業主報告書の簡素化に関する省令の公布

- 7月28日、「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」が公布
- 企業型DCにおける運用方法の除外事由追加および事業主報告書の簡素化を実施

三菱UFJ年金ニュースNo.521(7/28)

## ポイント

- 7月28日、「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」※1が公布されました。
- 省令の改正内容は、以下のとおりです。
  - 企業型DCにおける運用方法の除外事由について、信託約款により終了・償還された場合は、加入者等の同意を不要とする
  - 企業型DCの事業主報告書について、手続き簡素化のため、記載事項を限定し、企業型記録関連運営管理機関を通じて提出する（施行日以後に終了する事業年度から適用）

※1「[確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令](#)」

## 施行期日

- 上記項目1 : 公布日
- 上記項目2 : 2022年3月1日

## 1. 企業型DCにおける運用方法の除外事由の追加

- 企業型DCの運用関連運営管理機関等が提示する運用方法の除外を行うに当たっては、運用方法の契約相手が破産手続を開始した等の事由による場合は加入者等の同意は、不要とされている(DC法第26条第1項ただし書、DC法施行規則第20条の2)

### <改正事項> (DC法施行規則第20条の2)

- 加入者等の同意を不要とする運用方法からの除外について、信託会社等への信託※2であって当該信託が信託約款に基づいて終了して償還された場合を追加する

# 1-2. 確定拠出年金における運用方法除外事由の追加 および事業主報告書の簡素化に関する省令の公布

## 1. 企業型DCにおける運用方法の除外事由の追加(続き)

※2 DC法施行令第15条第1項の表の「二のロ、ハ又はニ」に掲げる信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託等

＜補足説明＞これら金銭信託等は、投資信託と同様に「信託法」の規定に基づいて所要の手続きを経て償還されることから、運営管理機関自身の判断によることなく、当該運用商品の提供を停止せざるを得ないため、加入者等の同意なしに運用方法から除外することを可能とするもの※3

※3 厚生労働省「第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」資料1, p43参照

### 【ご参考】加入者等の同意取得が不要な場合

- ①運用の方法に係る契約の相手方が欠けた場合
- ②投資法人の発行する投資証券等について、当該投資法人が登録の取消しを受けた場合
- ③運用の方法に係る契約の相手方について、破産手続き開始の決定があった場合
- ④投資信託の受益証券について、投資信託約款規定により信託契約期間を変更して償還された場合

## 2. 企業型DCの事業主報告書の簡素化

### ＜改正事項＞（DC法施行規則第27条）

✓ DC法第50条の規定に基づき企業型DCの事業主が提出する事業主報告書について、  
手続簡素化の観点から、記載事項を以下の事項に限定

- (1) 企業型年金規約に係る承認番号
- (2) 厚生年金適用事業所の名称
- (3) 事業年度
- (4) 企業型年金加入者等の状況
- (5) 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況
- (6) 返還資産額の状況
- (7) 個人別管理資産の状況
- (8) 指定運用方法の状況
- (9) 企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況

✓ 報告書の提出は、企業型記録関連運営管理機関を通じて行うこととする。ただし、事業主が記録関連業務の全部を行う場合はこの限りではない

### ＜経過措置＞

- ✓ 施行日(2022年3月1日)以後に終了する事業年度に係る報告書から適用する
- ✓ なお、施行日前に終了した事業年度に係る報告書については、従前の例による

# 1-3. 確定拠出年金の運用方法にかかる除外方法の選択肢追加に関する通知等の発出

- 7月28日、通知「確定拠出年金制度について」の一部改正等にかかる通知・事務連絡を発出
- 企業型DCの運用方法除外について、「売却を伴わない除外」の選択肢が追加されるとともに、加入者等に提供すべき情報を追加

三菱UFJ年金ニュースNo.522(7/29)

## ポイント

- 7月28日、厚生労働省通知「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)」※1、「確定拠出年金制度について」の一部改正について※2、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について※3、および同事務連絡「確定拠出年金Q&Aの改定について」※4が発出されました。
- 主な通知等の内容は、以下のとおりです。
  - 企業型DCの運用方法の除外について、新規購入のみを停止して、保有している運用商品の「売却を伴わない除外」の選択肢を追加
  - 7月28日付、DC省令改正(三菱UFJ年金ニュースNo.521 ※5)により、信託約款の定めに基づき終了・償還される場合は、加入者等の同意を取得することなく運用方法の除外が可能とされたことに伴い、運営管理機関が加入者等に対して金融商品の情報提供を行う場合の具体的な内容として、「信託商品の繰上償還の説明」を追加

※1 [確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について\(通知\)](#)

※2 [「確定拠出年金制度について」の一部改正について](#)

※3 [「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について](#)

※4 [確定拠出年金Q&Aの改定について](#)

※5 [「三菱UFJ年金ニュースNo.521」](#)

## 施行期日

- 公布日(2021年7月28日)より適用

# 1-3. 確定拠出年金の運用方法にかかる除外方法の選択肢追加に関する通知等の発出

## 1. 企業型DC運用方法にかかる除外方法の選択肢追加

<通知等の改正内容> (DC法令解釈通知第6の1)

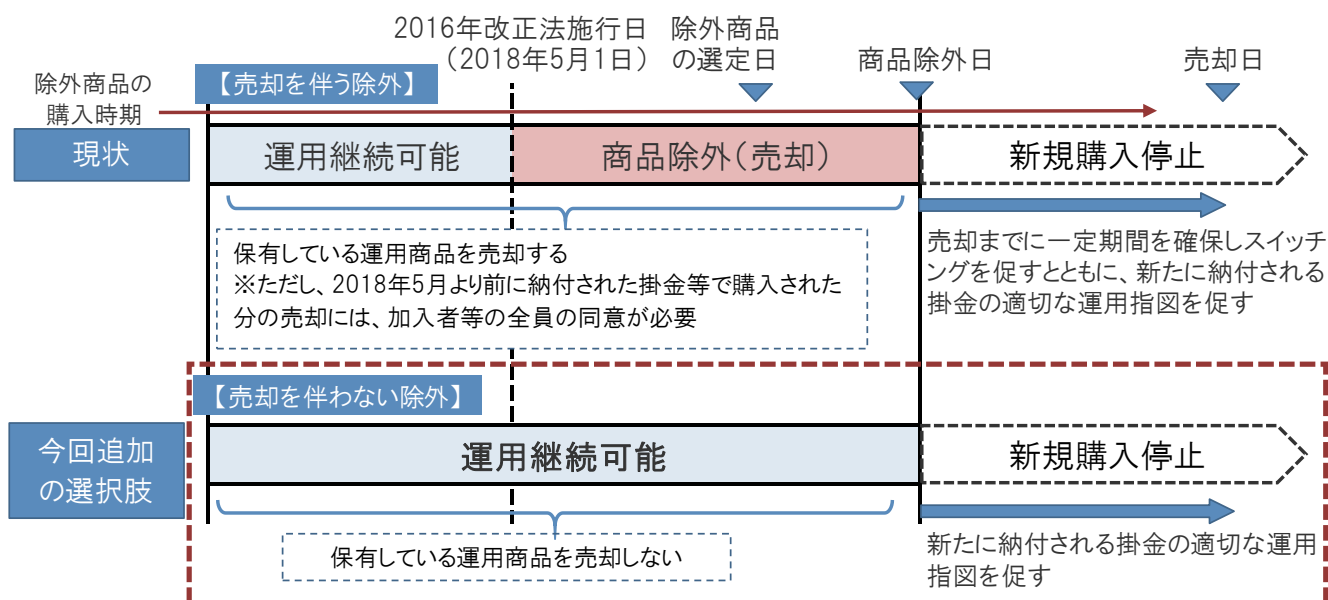
- **既に保有している運用方法について、「売却を伴わない除外」を可能とする**
- 運営管理機関等は、運用方法を除外しようとするときは、労使で十分に協議・検討された結果を踏まえて「売却を伴う除外」とするか又は「売却を伴わない除外」とするかを決定すること
- 「売却を伴わない除外」とした場合は、運営管理機関等による除外運用方法指図者に対する運用方法を除外した旨の通知は、除外決定の加入者等への周知とあわせて除外する日を通知することをもって、代えることができる

### 【ご参考】運用商品除外方法の選択肢追加の背景

- 2016年改正において、商品選択者の3分の2以上の同意で運用商品の除外が可能となったが、改正法の施行日以降同意取得日までに購入した部分については売却する必要があった(改正法施行日前に購入した部分は、運用継続可能)
- しかし、改正法施行日に遡って売却することは、除外を同意していない者について意図しない売却を伴い、投資信託での時価変動や、保険商品での解約金が発生する等の課題があり、過去分の売却を伴わない**将来分のみを除外(「閉鎖型」)する選択肢を追加するもの**※6

※6 厚生労働省「第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」資料1, p40参照

### 運用商品除外方法の選択肢追加の概要



# 1-3. 確定拠出年金の運用方法にかかる除外方法の選択肢追加に関する通知等の発出

## 2. 加入者等に対する信託商品の繰上償還の説明追加

<通知等の改正内容> (7月28日付DC省令改正通知等)

### 【共通事項】

- ・ 7月28日付DC省令改正により、信託約款の定めに基づき終了・償還される場合は、加入者等の同意を取得することなく運用方法の除外が可能とされたことに伴い、運用の方法が信託商品である場合には、加入者等が同意取得手続を通じて繰上償還の事実を把握することがなくなることを踏まえ、運営管理機関から加入者等に対する情報提供の具体的内容を明確化する
- ・ 情報提供に当たっては、個々の加入者等の知識水準やニーズ等も踏まえつつ、加入者等が十分理解できるよう行う必要がある

### 【信託商品を提示するに当たっての情報提供】

- ・ 運用の方法として信託商品を提示するに当たっては、**当該信託商品が繰上償還される可能性がある旨並びに繰上償還がなされると当該商品が換金されることにより運用が行えなくなること及びその手続を説明すること**
- ・ 一定の条件を満たした場合には信託契約の解約を行う旨があらかじめ信託約款に定められている場合には、償還に係る一定の条件についても説明すること

### 【繰上償還時の情報提供】

- ・ 運営管理機関は、加入者等に提示した信託商品が繰上償還される場合には、概ね**償還の1ヶ月前までに当該加入者等に対して、次の①から⑤の事項を説明すること**
  - ① 当該信託商品の名称
  - ② 償還期日
  - ③ 償還の理由
  - ④ 確定拠出年金運営管理機関が提示しているその他の運用商品
  - ⑤ ④に提示する運用商品に変更する場合の手続
- ・ 真にやむを得ない事情により償還前に説明することが困難である場合は、償還後速やかに説明すること
- ・ 資産管理機関及び国民年金基金連合会(積立金の管理に関する事務を他の者に委託している場合には、当該受託者)は、信託約款の変更又は信託契約の解約に係る書面の交付等により信託会社から信託商品の償還に係る情報を得た場合には、当該情報を確定拠出年金運営管理機関に速やかに通知すること



# 1-4. リスク分担型企業年金に係る規定の整備等に関する省令改正

- 8月2日、リスク分担型企業年金の統合・合併等を「給付減額の理由」に追加する等の規定の整備にかかる省令を公布、意見募集の結果も公表

三菱UFJ年金ニュースNo.523(8/2)

## ポイント

- 8月2日、「確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令」※1が公布されました(意見募集結果※2も同日公表)。
- 主な改正の内容は、以下のとおりです。
  - 法人に業務を委託する契約のうち、加入者等に関する情報の管理の委託に係る契約に関する事項の変更を目的とした規約変更を、厚生労働大臣への届出が必要な軽微な変更とする
  - リスク分担型企業年金に係る規定の整備(企業年金の統合・合併、分割、実施事業所の増加・減少、権利義務の移転・承継時の取り扱い等に係る整備)

※1 [「確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令」](#)

※2 [「確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)の結果について」](#)

## 施行日

- 施行日：2021年9月1日

# 1-4. リスク分担型企業年金に係る規定の整備等に関する 省令改正

## 省令改正の概要

改正項目	改正概要
(1) 委託契約事項の規約変更	<p><b>【改正事項】</b> 事業主又は企業年金基金が確定給付企業年金法第93条の規定により法人に業務を委託する場合の当該委託に係る契約のうち、加入者等に関する情報の管理の委託に係る契約に関する事項を変更することを目的とした規約変更について、現在は厚生労働大臣への届出が不要な軽微な変更とされているところ、厚生労働大臣への届出が必要な軽微な変更とする。</p> <p><b>【経過措置】</b> この改正はこの省令の施行の日(2021年9月1日)以後に行われる委託に係る契約について適用し、同日前に行われた委託に係る契約については、なお従前の例による。</p>
(2) リスク分担型企業年金に係る規定の整備	<p><b>【給付減額の理由】</b> 確定給付企業年金法施行規則第5条に定める「給付減額の理由」として、リスク分担型企業年金の統合・合併、分割、実施事業所の増加・減少、権利義務の移転・承継等を追加する。</p> <p><b>【リスク分担型企業年金掛金額の算定方法】</b> 確定給付企業年金法施行規則第46条の3第3項において、増加事業所のリスク分担型企業年金掛金額は、他の事業所に適用されている標準掛金額に財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができるとされている。規約型から基金又は基金から規約型への移行等の権利義務の承継により再計算する場合も同様の取り扱いとする。</p> <p><b>【分割時に移換する積立金の額等の算定方法】</b> リスク分担型企業年金の事業所減少時(確定給付企業年金法施行規則第25条の2)における資格喪失者に係る調整率、同分割時(同第87条の2)に移換する積立金の額の算定方法は、積立割合(調整前給付現価相当額に対する給付財源※の割合)が減少しないよう定めるとされているが、調整率又は超過比率(次ページ参照)が減少しないよう定めるともできることを追加する。 ※積立金の額とリスク分担型企業年金掛金収入現価を合算した額</p>



# 1-4. リスク分担型企业年金に係る規定の整備等に関する省令改正

## ご参考① 積立割合とは

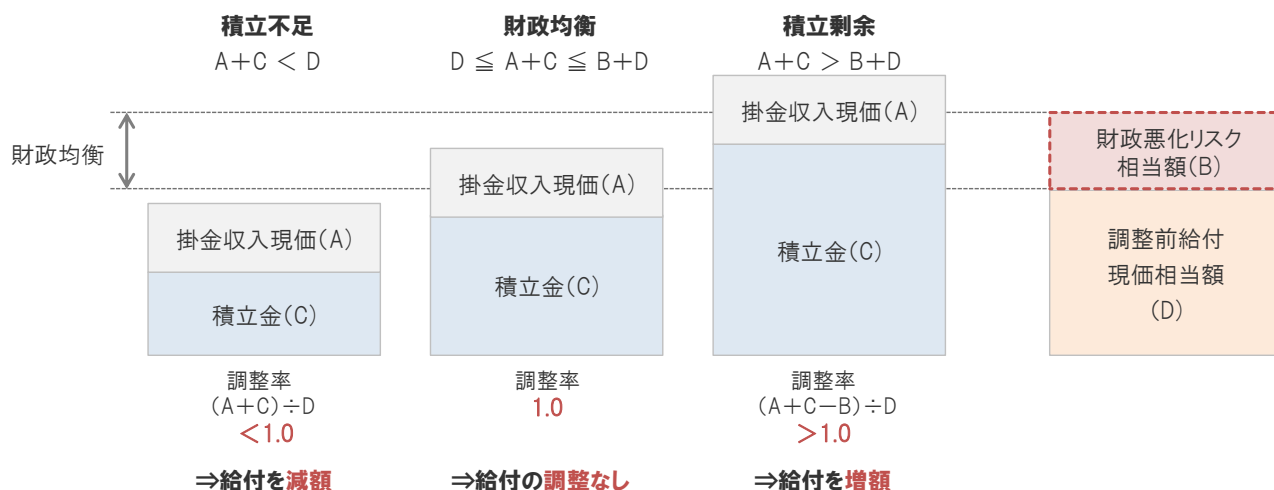
- ✓ 調整前給付現価相当額に対する給付財源(※)の割合

※ 積立金の額とリスク分担型企业年金掛金収入現価を合算した額 =  $(A+C)/D$

## ご参考② 調整率とは

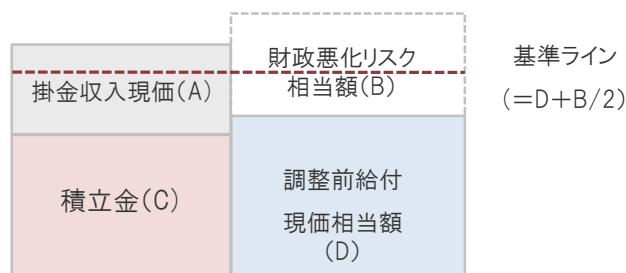
- ✓ 「財政均衡」の状態では給付調整なし(あらかじめ約束した給付を支払)
- ✓ 「積立剰余」(「積立不足」)なら翌年度以降の給付を増額(減額)
- ✓ 増額(減額)は「調整率」を乗じることで行う

### 【毎年度の決算及び財政計算を受けた給付調整】



## ご参考③ 超過比率とは

- ✓ 給付財源が基準ラインを超える額の調整前給付現価相当額に対する比率 =  $(A+C-D-B)/2 \div D$



# 1-5. リスク分担型企業年金に係る規定の整備等に関する通知等の発出

- 8月2日、通知「確定給付企業年金制度について」等の一部を改正する通知および「確定給付企業年金規約例」の一部を改正する事務連絡を発出
- リスク分担型企業年金における情報開示等の取扱いに関し、調整率及び超過比率に係る情報開示や説明義務等を規定

三菱UFJ年金ニュースNo.525(8/4)

## ポイント

- 8月2日、同日公布のリスク分担型企業年金に係る規定の整備等に関する省令改正にかかる通知※1、当該省令の施行に伴い通知「確定給付企業年金制度について」等の一部を改正する通知※2、及び「確定給付企業年金規約例」の一部を改正する事務連絡※3が発出され、リスク分担型企業年金における情報開示等の取扱いに関し、企業年金のガバナンスの確保の観点から以下の取扱いが規定され、関連する規約例が追加されました。(意見募集結果※4も公表)
- 1. リスク分担型企業年金を実施する事業主等は、調整率及び超過比率に係る情報について、加入者の代表者又は代議員からの求めがあった場合に開示すること
- 2. 規約の変更にあたって、当該変更による調整率及び超過比率への影響について十分に説明する必要があること

※1 [「確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令について」](#)

※2 [「確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う「確定給付企業年金制度について」等の一部改正について」](#)

※3 [「確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う「確定給付企業年金規約例」の一部改正について」](#)

※4 [「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について](#)

## 適用日

- 適用日：2021年9月1日

## 1-6. 「公的年金の繰上げ減額率および企業型DC加入者のiDeCo加入要件拡大等に関する政令」の公布および関連通知の発出

- 8月6日、年金制度改正法を受けた関係政令の整備のための政令が公布
- 公的年金の受給開始時期の選択肢拡大に伴う繰下げ待期月数上限の改正や、被用者保険適用拡大に係る適用業種となる土業の列挙等

三菱UFJ年金ニュースNo.526(8/12)

### ポイント

- 8月6日「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」<sup>※1</sup>が公布(意見募集結果<sup>※2</sup>も同日公表)、併せて通知「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布について」<sup>※3</sup>及び「企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に係る対応について」<sup>※4</sup>が発出されました。
- 主な政令・通知改正の内容は、以下のとおりです。
  1. 公的年金の繰上げ減額率及び繰下げ待期月数上限等の改正
  2. 被用者保険の適用拡大に係る適用業種となる土業の列挙
  3. 在職老齢年金見直しに伴う加給年金の取扱い変更
  4. DB・企業型DC・iDeCoの見直しに関する規定の整備(企業型DC加入可能年齢引き上げ、企業型DC加入者のiDeCo加入要件見直し等に伴う規定整備)
  5. その他の改正項目(国民年金手帳廃止、所得税法施行令改正等)
- なお、「国民年金手帳の廃止」にかかる省令については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」<sup>※5</sup>として6月30日に公布済です。

[※1 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」](#)

[※2 「「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」に対する意見募集の結果について」](#)

[※3 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布について\(通知\)」](#)

[※4 「企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に係る対応について」](#)

[※5 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」](#)

# 1-6. 「公的年金の繰上げ減額率および企業型DC加入者のiDeCo加入要件拡大等に関する政令」の公布および関連通知の発出

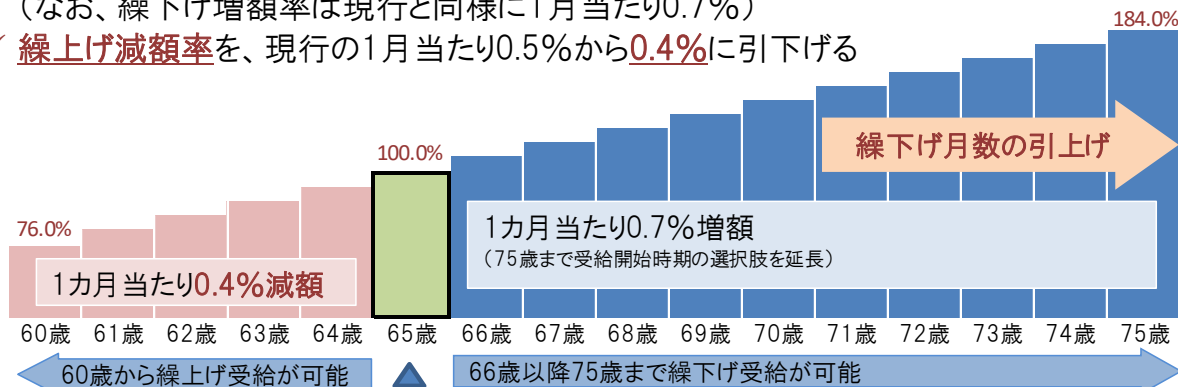
## 1. 公的年金の繰上げ減額率及び繰下げ待期月数上限等の改正

### 【公的年金の繰上げ減額率及び繰下げ待期月数上限の改正】

【施行日】 2022年4月1日

(国民年金法施行令・厚生年金保険法施行令の一部改正)

- 老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給開始時期の選択肢を、現行「60～70歳」から「60～75歳」に拡大することに伴い、以下の見直しを実施
- ✓ **繰下げ受給の待期月数上限**を、現行の60月(5年分)から**120月(10年分)**に引き上げる(なお、繰下げ増額率は現行と同様に1月当たり0.7%)
- ✓ **繰上げ減額率**を、現行の1月当たり0.5%から**0.4%**に引下げる



### 【経過措置】

- ✓ 老齢基礎年金及び老齢厚生年金の改正後の繰上げ減額率は、施行日(2022年4月1日)の前日において、60歳に達していない者に適用する
- ✓ 老齢基礎年金の繰下げ待期月数上限の見直しは、施行日(2022年4月1日)の前日において70歳に達していない者(65歳に達した日後に老齢基礎年金の受給権を取得した場合は、当該受給権を取得した日から5年を経過していない者)に適用する
- ✓ 老齢厚生年金の繰下げ待期月数上限の見直しは、施行日(2022年4月1日)の前日において、老齢厚生年金の受給権を取得した日から5年を経過していない者に適用する

### 【標準報酬平均額の算定方法に関する経過措置追加】

【施行日】 2022年・2024年10月1日

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化

等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

- 被用者保険の適用拡大により、被保険者全体に対して標準報酬の比較的低い短時間労働者の割合が増加することが見込まれるため、賃金変動率が押し下げられ、年金額にマイナスの影響が及ぶことがないよう、標準報酬の平均額の算定方法を定める規定に所要の読み替えを規定する(算定に際して、所定労働時間別構成の要素を考慮)

### 【継続被保険者に係る老齢厚生年金等の支給停止に関する経過措置追加】

【施行日】 2022年10月1日

- 特別支給の老齢厚生年金の定額部分の「長期加入者特例」及び「障害者特例」の受給権者について、施行日前に支給事由が生じた受給権者で施行日前から引き続き同一の事業所に勤務している場合は、定額部分の支給停止を行わない

# 1-6. 「公的年金の繰上げ減額率および企業型DC加入者のiDeCo加入要件拡大等に関する政令」の公布および関連通知の発出

## 2. 被用者保険の適用拡大に係る適用業種となる土業の列举

(厚生年金保険法施行令の一部改正)

【施行日】 2022年10月1日

- 被用者保険の適用拡大について、5人以上の個人事業所に係る適用業種に「土業」が追加されることに伴い、当該土業として以下を規定
- ✓ 弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、弁理士

## 3. 在職老齢年金の見直しに伴う加給年金の取扱い変更

(厚生年金保険法施行令の一部改正)

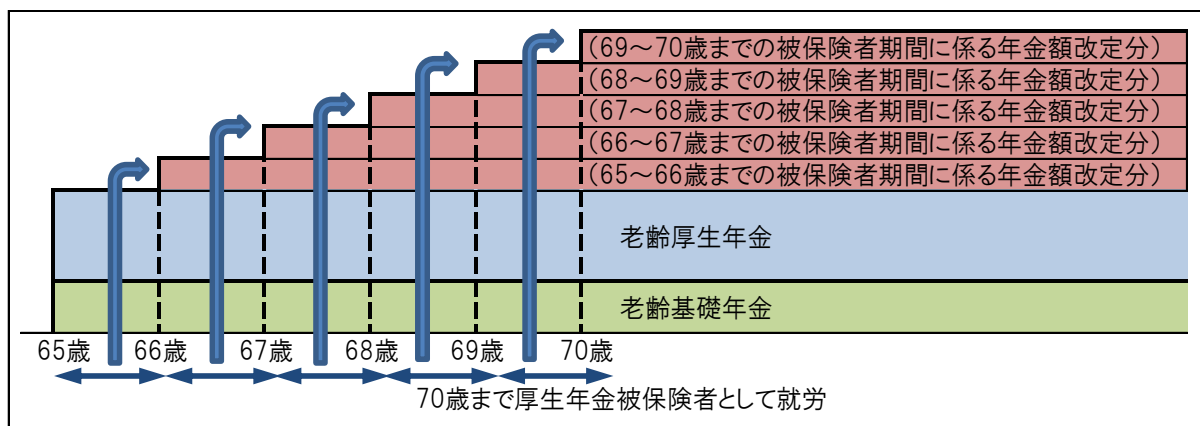
【施行日】 2022年4月1日

- 在職老齢年金の見直しに伴い、以下の見直しを実施
- ✓ 65歳以上の在職老齢年金(高在老)の年金額を毎年定時に改定する(在職定時改定の導入)ことに伴い、被保険者期間が240月以上となった場合は、加給年金を支給する
- ✓ 配偶者の在職老齢年金が一部でも支給されている場合は加給年金が支給されないが、一方、配偶者の賃金が高く、在職老齢年金が全額停止されている場合には加給年金が支給されている不合理を解消するため、この場合において、加給年金額に相当する部分の支給を停止する

### 【経過措置】

- ✓ 施行日(2022年4月1日)の前日において、加給年金が加算されている老齢厚生年金および障害厚生年金の受給権者であって、低在老の支給停止基準額の引上げ又は加給年金の支給停止規定の見直しにより加給年金が支給停止となるものについて、加給年金の支給停止は行わない

### <ご参考> 在職定時改定の仕組み





# 1-6. 「公的年金の繰上げ減額率および企業型DC加入者のiDeCo加入要件拡大等に関する政令」の公布および関連通知の発出

## 4. DB・企業型DC・iDeCoの見直しに関する規定の整備

### 【企業型DC及びiDeCoの加入可能年齢引き上げに伴う変更】

【施行日】 2022年5月1日

(確定拠出年金法施行令の改正)

➤ 企業型DC及びiDeCoの加入可能年齢の引き上げに伴い、以下の見直しを実施

<企業型DC>

✓ 年齢要件および同一事業所要件の規定を削除

<iDeCo>

✓ 国民年金任意加入被保険者(第4号加入者)の拠出限度額は月額6.8万円とする

✓ 公的年金の給付を受給する場合はiDeCoの加入者となれないが、当該給付は「繰上げ受給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金」とする

### 【ポータビリティの拡充】

【施行日】 2022年5月1日

(確定拠出年金法施行令・確定給付企業年金法施行令の改正)

➤ 企業型DCから企業年金連合会の通算企業年金への移換が可能となることに伴い、個人別管理資産の移換の申し出を受けた企業型DCの資産管理機関は、当該移換の申し出があった旨を企業年金連合会に通知する等、手続き規定の所要の改正を実施

➤ 終了DBからiDeCoへの移換が可能となることに伴い、手続き規定の所要の改正を実施

### 【企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に伴う変更】

【施行日】 2022年10月1日

(確定拠出年金法施行令の改正)

➤ 企業型DC加入者がDC規約にiDeCo加入に関する規定がなくてもiDeCoに加入できるようになることに伴い、以下の見直しを実施

✓ 企業型DC加入者がiDeCoに加入するためには、**事業主掛金は毎月拠出かつ各月毎に拠出限度額の範囲内であること**

✓ **iDeCo掛金も毎月拠出かつ各月毎に拠出限度額の範囲内であること**

✓ **iDeCo掛金の拠出限度額について、以下の見直しを実施**

① 企業型DCのみ加入者は2万円。ただし、事業主掛金が3.5万円を超えたときは超えた額を2万円から控除した額(=5.5万円-企業型DC事業主掛金額)

② DB・企業型DCの加入者は1.2万円。ただし、事業主掛金が1.55万円を超えたときは超えた額を1.2万円から控除した額(=2.75万円-企業型DC事業主掛金額)

# 1-6. 「公的年金の繰上げ減額率および企業型DC加入者のiDeCo加入要件拡大等に関する政令」の公布および関連通知の発出

## 4. DB・企業型DC・iDeCoの見直しに関する規定の整備(続き)

【企業型DC概要書の記載項目の追加と簡素化】

【施行日】 2022年1月・10月

(通知「企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に係る対応について」)

- ✓ 企業型DC規約の承認申請又は届出に際して添付している「概要書」について、「iDeCoの加入の可否」等の項目を追加するとともに、既存の記載項目の簡素化を行う

＜今回の追加項目＞

- ① iDeCoの加入可否：2022年10月以降の承認申請・届出から必須項目
  - ② 拠出限度額の経過措置の適用：2024年12月から必須項目(それまでは任意)
  - ③ 他の企業年金制度の規約番号：2024年12月から必須項目(それまでは任意)
- ✓ 2022年1月以降に提出する承認申請書等について、概要書を電子ファイルにより作成し提出することを原則とする
  - ✓ なお、電子ファイルによる提出が困難である事業主については、各地方厚生(支)局と個別に連絡の上、電子ファイルによる提出の準備が整うまでの間(ただし、2024年11月末日までを適用日とする承認申請等に限り)の例外的な取り扱いとして、「紙」により作成し提出することを可能とする

## 5. その他の改正項目

(所得税法施行令第70条の改正)

【施行日】 2022年4月1日

- ✓ 退職所得控除額の計算の特例において、DCから一時金を受給する場合、その年の前年以前14年以内に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等と重複している期間は、所得控除額の計算の調整を行うこととされているが、この「14年内」を「19年内」に変更する

(国民年金法施行令の一部改正)

【施行日】 2022年4月1日

- ✓ 厚生労働大臣は、初めて被保険者の資格を取得したものについては、(国民年金手帳に代えて)基礎年金番号通知書を公布する
- ✓ 国民年金手帳の廃止に伴い、「国民年金手帳」を引用している規定を削除する等の所要の規定の整備を行う

【経過措置】

- ✓ 施行日(2022年4月1日)より前に国民年金手帳の交付を受けている者に対しては、基礎年金番号通知書の公布は行わない
- ✓ 現に交付されている国民年金手帳は、当分の間、基礎年金番号を明らかにすることができる書類と見なす



# 1-7. 確定拠出年金の拠出限度額の見直し及び他制度掛金相当額の算定に関する政省令の公布

- 9月1日、年金制度改正法を受けた関係政令の整備のための政令等が公布
- 企業型DCの拠出限度額の見直しや、他制度掛金相当額の算定方法等を規程

三菱UFJ年金ニュースNo.527(9/3)

## ポイント

- 9月1日、「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」※<sup>1</sup>、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」※<sup>2</sup>が公布されました。また、政省令に併せて、通知等※<sup>3</sup>～※<sup>7</sup>も発出されました(意見募集結果※<sup>8</sup> ※<sup>9</sup> 同日公表)。
- 主な改正の内容は、以下のとおりです。
  - 企業型DCの拠出限度額の見直し
  - 個人型DC(以下、iDeCo)の拠出限度額の見直し
  - 他制度掛金相当額の算定方法

※<sup>1</sup>「[確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令](#)」

※<sup>2</sup>「[確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令](#)」

※<sup>3</sup>「[「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」及び「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」の公布について\(通知\)](#)」

※<sup>4</sup>「[確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について\(通知\)](#)」

※<sup>5</sup>「[確定給付企業年金制度について](#)」の一部改正について」

※<sup>6</sup>「[確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について](#)」の一部改正について」

※<sup>7</sup>「[確定給付企業年金規約例](#)」の一部改正について」

※<sup>8</sup>「[「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案」に係る御意見募集\(パブリックコメント\)の結果について](#)」

※<sup>9</sup>「[確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)の結果について](#)」

➤ 施行期日：2024年12月1日

# 1-7. 確定拠出年金の拠出限度額の見直し及び他制度掛金相当額の算定に関する政省令の公布

## 1. 企業型DCの拠出限度額の見直し

- ✓ 企業型DCの加入者がそれぞれ加入している他制度<sup>※1</sup>の掛金相当額の実態を踏まえて拠出限度額を定める
- ✓ 企業型DCの拠出限度額は月額5.5万円から、他制度掛金相当額<sup>※2</sup>を控除した額とする

DB等の加入状況	現行	2024年12月～
①企業型DCのみの加入者	月額5.5万円	月額5.5万円 －他制度掛金相当額
②企業型DCとDB等の加入者	月額2.75万円	

※1 他制度とは、DB、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金、厚生年金基金

※2 他制度の給付水準を一定の計算により、企業型DCの事業主掛金相当額へ換算した金額

## 2. iDeCoの拠出限度額の見直し

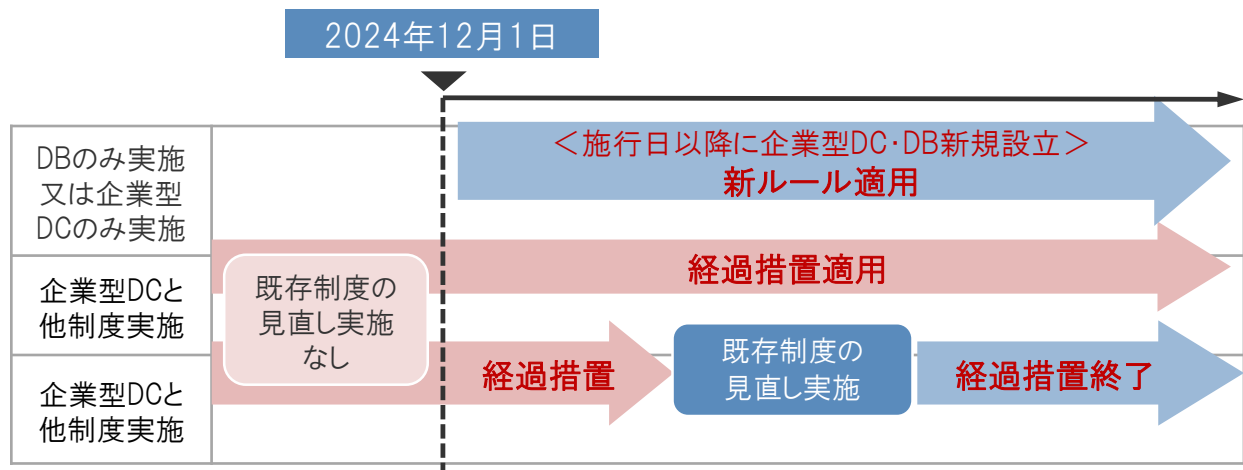
- ✓ iDeCoの拠出限度額についても、他制度又は共済組合(国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合)に加入している場合は、企業型DCの拠出限度額の見直しと同様に他制度掛金相当額の実態を踏まえて拠出限度額を定める
- ✓ 加入する他制度又は共済組合によって、iDeCoの拠出限度額の上限は月額2万円又は月額1.2万円であるが、これを月額2万円に統一する
- ✓ iDeCoの拠出限度額は、月額5.5万円から企業型DCの事業主掛金と他制度掛金相当額(又は共済掛金相当額)を合わせた額を控除した残額まで拠出を可能とする(ただし、上限は月額2万円)

DB等の加入状況	現行	2024年12月～
①企業型DCのみの加入者	月額2万円	月額5.5万円 －(企業型DCの事業主掛金額 ＋他制度掛金相当額(又は共済掛金相当額)) ※ただし、上限は月額2万円
②企業型DCとDB等の加入者	月額1.2万円	
③DB等のみの加入者	月額1.2万円	

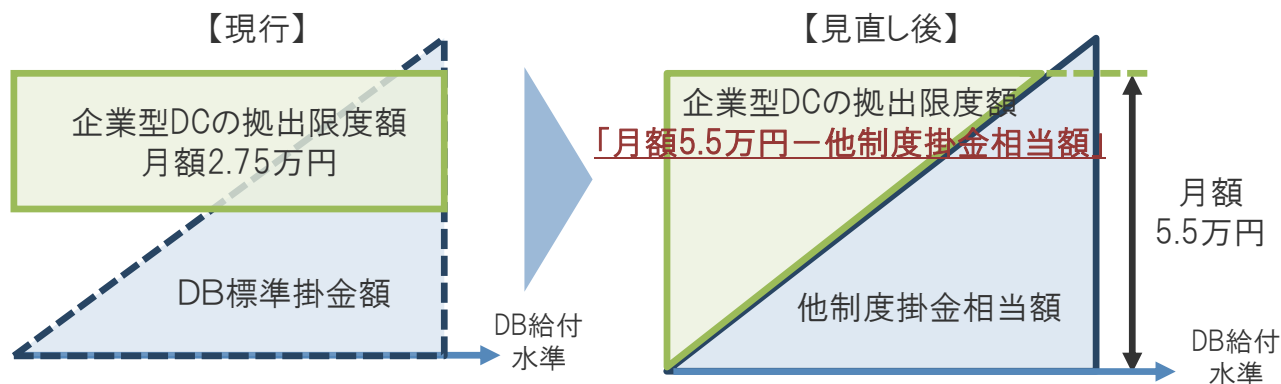
# 1-7. 確定拠出年金の拠出限度額の見直し及び他制度掛金相当額の算定に関する政省令の公布

## 経過措置

- ✓ 本政令施行時に実施している企業型DCの拠出限度額については、「月額5.5万円から他制度掛金相当額を控除した額」が月額2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を月額2.75万円とし、本政令の施行時の企業型年金規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする
- ✓ ただし、本政令の施行日以後に企業型年金規約のうち事業主掛金に関する事項(DC法第3条第3項第7号)の見直しを行った場合その他厚生労働省令で定める場合に該当したときは、経過措置は終了する  
(なお、本政令には記載されていませんが、DB規約事項のうち、給付設計の変更で、財政再計算を伴う見直しを行った場合も、経過措置が終了する方向で検討されています)
- ✓ 存続厚生年金基金の加入員に係る企業型DC及びiDeCoの拠出限度額についても、同様の措置を講じる



## 【ご参考】企業型DCの拠出限度額の変更イメージ図



# 1-7. 確定拠出年金の拠出限度額の見直し及び他制度掛金相当額の算定に関する政省令の公布

## 3. 他制度掛金相当額の算定方法

- ✓ 他制度掛金相当額は、下記財政方式ごとの算定式により、財政運営単位で算定した額を月額換算した額とする
- ✓ 算定に際して直近の標準掛金の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づき算定する
- ✓ 下記のいずれにも該当しない財政方式に係る他制度掛金相当額は、下記算定式に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定する

### 【加入年齢方式】

$$\text{他制度掛金相当額(円)} = \frac{\text{標準的な加入者の通常予測給付現価}}{\text{標準的な加入者の人数現価}}$$

### 【開放基金方式】

$$\text{他制度掛金相当額(円)} = \frac{\text{現在加入者将来分通常予測給付現価} + \text{将来加入者通常予測給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価} + \text{将来加入者の人数現価}}$$

### 【閉鎖型総合保険料方式】

$$\text{他制度掛金相当額(円)} = \frac{\text{現在加入者の将来分通常予測給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価}}$$

### <その他の算定方法>

- ✓ 他制度掛金相当額は、定例財政再計算及び掛金の額の再計算を実施した都度算定する
- ✓ 複数の給付区分を設けている場合は、当該区分ごとに他制度掛金相当額を算定する（複数の給付区分に属する加入者の他制度掛金相当額は、各給付区分の他制度掛金相当額を合算した額とする）
- ✓ リスク分担型企業年金の他制度掛金相当額については、上記計算式における通常予測給付現価を「調整前の通常予測給付現価」に置き換えて算定する
- ✓ 簡易な基準(DB法施行規則第65条)に基づくDB又は上記算定式での算定が困難と厚生労働大臣が認めるDBの加入者に係る他制度掛金相当額は、直近の財政計算に基づく標準掛金額を当該計算基準日における加入者数で除した額を月額に換算した額とする
- ✓ DBの加入者負担掛金については、他制度掛金相当額に含めず、DB以外の他制度については、加入者負担掛金を含めて算定する
- ✓ 積立金が積立上限額を超え、掛金の控除を行う場合(DB法第64条)、当該控除しなければならない額は零として算定する
- ✓ 他制度掛金相当額は千円未満の端数を四捨五入し、千円単位とする
- ✓ 厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額は、代行部分がないものとして、上記の財政方式ごとの算定式により算定する
- ✓ 他制度掛金相当額は簡易な基準に基づくDBを除いて年金数理人による確認を受けること

### 経過措置

- ✓ 2024年12月1日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて算定する他制度掛金相当額は、直近の財政計算に基づく標準掛金額を当該計算基準日における加入者数で除した額を月額に換算した額とすることができる

# 1-8. 確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大および加入可能年齢の引上げ等に伴う関係省令の公布

- 9月27日、年金制度改正法を受けた厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布
- DCの加入可能年齢引上げや、企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和に伴う措置等を規程

三菱UFJ年金ニュースNo.529(9/29)

## ポイント

- 9月27日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」※1が公布されました。また、省令に併せて、通知等※2～※6も発出されました。（意見募集結果※7も同日公表）
- 主な省令等改正の内容は、以下のとおりです。
  1. DCの受給開始時期の75歳までの選択肢拡大に伴う措置
  2. DCの加入可能年齢の引上げに伴う措置
  3. ポータビリティの拡充（企業型DC⇒通算企業年金、終了DB⇒iDeCoへの移換）に伴う措置
  4. DCの脱退一時金の見直しに伴う措置
  5. 企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和に伴う措置

※1 [「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」](#)

※2 [「「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について（通知）」](#)

※3 [「「確定拠出年金制度について」の一部改正について」](#)

※4 [「「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について」](#)

※5 [「確定拠出年金Q&Aの改定について」](#)

※6 [「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（通知）」](#)

※7 [「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に関する意見募集結果について](#)

## 施行期日

- 項目1 : 2022年4月1日、 項目2～4 : 2022年5月1日
- 項目5 : 2022年10月1日



# 1-8. 確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大および加入可能年齢の引上げ等に伴う関係省令の公布

## 省令改正の概要

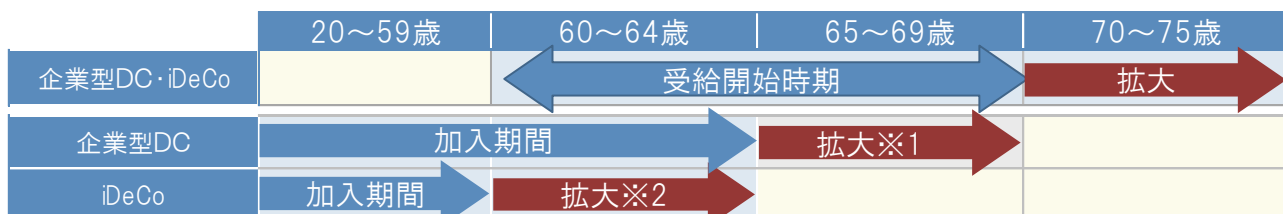
改正項目	省令等の改正概要	施行期日
(1)DCの受給開始時期の75歳までの選択肢拡大に伴う措置	<p>【退職所得控除の計算に関する情報提出】 (DC施行規則第11条、同第44条等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所得税法施行令の改正により、退職所得控除の適用を受ける場合の通算期間が「前年以前14年」から「前年以前19年」になることに伴い、退職手当等の支払いに際し、通知すべき対象年齢を変更</li> <li>① <u>事業主が、企業型RKへ通知する企業型DC加入者等の年齢範囲を「46歳以上」から「41歳以上」に変更する</u></li> <li>② iDeCo加入者が、国民年金基金連合会に届出を行う対象となる年齢範囲を「46歳以上」から「41歳以上」に変更する</li> </ul>	2022年4月1日
(2)DCの加入可能年齢の引上げに伴う措置	<p>【資格喪失日】(DC施行規則第13条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年齢に関する加入資格を規約に定めた場合、当該年齢に到達することによって当該資格を喪失したときは、<u>当該年齢に至った日を資格喪失日とする</u></li> <li>年齢到達日の月末や年度末等で資格喪失する場合の資格喪失日は月末や年度末等の翌日とする</li> </ul>	2022年5月1日
	<p>【一定年齢未満を定める場合】 (法令解釈通知第1-1(1)及び(2))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入資格に「一定の年齢未満」とすることを定める場合、<u>「60歳未満」とすることはできないものとする</u></li> <li>なお、<u>「一定の年齢未満」を一定の資格とする場合、代替措置は不要とする</u></li> <li>ただし、企業型DC開始時等に50歳未満の従業員のみを加入者とする場合は従来通り可能(この場合は、従来通り代替措置は必要とする)</li> </ul>	
	<p>【60歳までの通算加入者等期間を有しない者の支給】 (DC施行規則第22条の3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>60歳までの通算加入者等期間を有しない者は、企業型DC加入者となった日又は企業型DC加入者であった者が60歳に到達した日のいずれか遅い日から起算して5年を経過した日以降に老齢給付金の支給を請求できるものとする</u>(iDeCo加入者等についても同様の改正を実施)</li> </ul>	
	<p>【記録関連運営管理機関等の間での情報提供】 (DC施行規則第11条の2、同第22条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>60歳以上で企業型DC加入者の資格を取得した場合、企業型RK等(記録関連業務を行う事業主を含む)は、他の企業型RK等に対し、当該加入者が企業型DCの老齢給付金の受給権を有するか否か等の情報提供を求めるものとする</li> <li>老齢給付金の支給の請求を受けた企業型RK等は、他の企業型RK等に対し当該請求を行った者に係る企業型DC加入者の資格の有無の情報提供を求めることができる</li> </ul>	

# 1-8. 確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大および加入可能年齢の引上げ等に伴う関係省令の公布

## 省令改正の概要(続き)

改正項目	省令等の改正概要	施行日
(3)ポータビリティの拡充に伴う措置	<p>【企業型DC⇒通算企業年金に伴う措置】 (DC施行規則第30条の2第2項、同第31条の2、3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>事業主が企業型DC加入者であった者に対して、個人別管理資産の移換に関する説明として、企業年金連合会への移換が可能であることを追加する</u></li> <li>・ 企業型DCから企業年金連合会(通算企業年金)への移換を可能にするに伴い、移換の申出は企業型RK等を通じて行い、申出を受けた企業型RK等は、企業型DC加入者であった者に係る氏名等を記載した書類又は磁気ディスク等を企業年金連合会に提出する</li> </ul>	2022年5月1日
	<p>【終了DB⇒iDeCoへの移換に伴う措置】 (DB施行規則第96条の7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DBの残余財産をiDeCoへ移換可能とすることに伴い、移換の申出を受けた清算人は、終了DBの加入者等に係る以下の事項を記載した書類又は磁気ディスク等を国民年金基金連合会に提出する</li> </ul> <p>①氏名、性別、生年月日、基礎年金番号 ②残余財産額、終了DBの加入資格取得及び資格喪失年月日</p>	

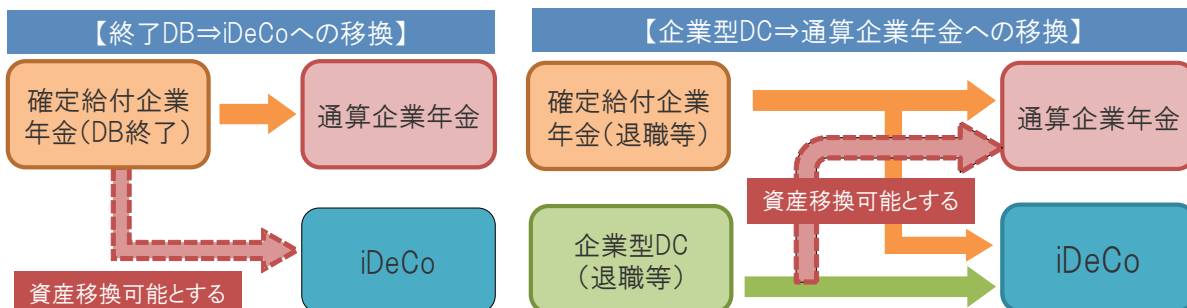
### 【ご参考】DCの受給開始時期の選択肢・DC加入可能年齢の拡大



※1 企業型DCは、年齢要件と同一事業所継続使用要件を撤廃し、厚生年金被保険者であれば加入者とする

※2 iDeCoは、年齢要件を撤廃し、国民年金被保険者であれば加入可能とする

### 【ご参考】ポータビリティの拡充





# 1-8. 確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大および加入可能年齢の引上げ等に伴う関係省令の公布

## 省令改正の概要(続き)

改正項目	省令等の改正概要	施行期日
(4)DCの脱退一時金の見直しに伴う措置	<p>【記録関連運営管理機関等の間での情報提供】 (DC施行規則第69条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>iDeCoの脱退一時金の支給要件を満たしていれば、企業型DCからの脱退一時金の受給が可能となることに伴い、企業型DCの脱退一時金の請求を受けた企業型RK等は、他の企業型RK等、個人型RK又は国民年金基金連合会に対し、当該請求の裁定に必要な情報提供を求める</li> </ul>	2022年5月1日
(5)企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和に伴う措置	<p>【事業主の企業型RKへの通知事項】 (DC施行規則第10条第1項4号、第11条第11項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業主が企業型RKに通知する事項として、「<u>年単位化</u>」(DC令第11条の2)に関する事項を追加する(「年単位化」に該当することとなった場合又は該当しなくなった場合を含む)</li> </ul>	2022年10月1日
	<p>【DB等他制度加入者情報の申出】 (DC施行規則第12条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型DC加入者は、他の事業主に使用され当該事業主のDB等他制度の加入者に該当することとなった場合又は該当しなくなった場合は、次の事項を企業型DC事業主に申し出ること <ul style="list-style-type: none"> <li>①氏名、性別、住所及び生年月日</li> <li>②DB等他制度事業主の名称及び住所</li> <li>③DB等他制度の加入日又は資格喪失日</li> </ul> </li> </ul>	
	<p>【企業型DC事業主のiDeCo加入者資格等の確認】 (DC施行規則第39条第2項、同第45条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入申出書に添付すべき書類から、<u>第2号被保険者証明書を削除する</u></li> <li>事業主が、年1回、iDeCo加入者の資格確認を実施し、国民年金基金連合会に届け出ているが、企業型DCに加入していない厚生年金被保険者であって、iDeCo掛金額が月額1.2万円を上回る者についてのみ、DB等の加入資格有無を国民年金基金連合会に届け出ることとする</li> </ul>	
	<p>【iDeCo加入者掛金額の変更回数の例外措置】 (DC施行規則第38条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型DCの事業主掛金額の変更により、拠出限度額を超えないようiDeCo掛金を引下げ場合は、DC施行令第29条に規定するiDeCo掛金の拠出単位期間内に変更可能な1回にはカウントしない</li> </ul>	

# 1-8. 確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大および加入可能年齢の引上げ等に伴う関係省令の公布

## 省令改正の概要(続き)

改正項目	省令等の改正概要	施行期日
(5)企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和に伴う措置	<p>【記録関連運営管理機関等のWebサイト等による企業型加入者のiDeCo拠出見込み額等の提示】 (DC施行規則第21条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型RK等が電子通信回線を通じて企業型DC加入者が閲覧できる状態に置かなければならない(DC法第27条第2項)事項は次のとおりとする               <ol style="list-style-type: none"> <li>①企業型DCの事業主及び加入者掛金の情報</li> <li>②DB等他制度加入者に該当する場合はその旨</li> <li>③企業型DC加入者がDB等他制度掛金を考慮してiDeCoに拠出できると見込まれる掛金額</li> </ol> </li> </ul>	2022年10月1日
	<p>【企業年金加入者に関する情報提供】 (DC施行規則第61条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型DC事業主は、毎月末における企業型DC加入者に関する以下の情報を、当該月の翌月末日の2営業日以内に、電磁的方法により企業年金連合会を経由して国民年金基金連合会に通知する(いわゆる「企業年金プラットフォーム」による情報提供)</li> <li>なお、企業型RKに委託している場合は、当該企業型RK経由で通知する               <ol style="list-style-type: none"> <li>①基礎年金番号、性別、生年月日</li> <li>②実施事業所の名称</li> <li>③企業型DCの事業主及び加入者掛金の状況</li> <li>④DB等他制度の加入者の該当有無</li> <li>⑤iDeCo加入者となれない企業型DC加入者の該当有無</li> <li>⑥その他、iDeCo掛金額が拠出限度額内であることを確認するために必要な情報</li> </ol> </li> </ul>	

## 経過措置

### 【退職所得控除の計算に関する情報提出】

- 本省令施行日(2022年4月1日)以後に支払いを受ける退職手当等について適用し、施行日前に支払いを受ける退職手当等については、従前の取扱いによる

### 【様式について】

- 本省令施行の際に使用されている様式は、本省令による改正後の書類と見なし、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる

# 1-9. DB年金の2021年3月決算積立状況等

- 2021年3月のDB年金決算における継続基準の積立比率は1.38  
⇒すべての制度は掛金見直し不要
- 非継続基準の積立比率は1.42  
⇒87%の制度は追加掛金の計算不要

三菱UFJ年金ニュースNo.524(8/3)

## ポイント

- 2021年3月末に決算を迎えた弊社総幹事先DB年金386件（基金型167件、規約型219件）について、積立水準等の集計を行いましたのでご案内します。  
（全てのDB年金を対象とした集計ではないことにご留意ください）
- 継続基準の積立水準※1の平均⇒1.38  
全てのDB年金が継続基準による掛金の見直しは不要でした。
- 非継続基準の積立水準※2の平均⇒1.42  
87%のDB年金が非継続基準による追加掛金の計算は不要でした。

※1 純資産額／責任準備金

※2 純資産額／最低積立基準額

1. 継続基準(1)	.....	32
積立比率(=純資産額／責任準備金)		
(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金		
継続基準(2)	.....	34
潜在的な積立比率(=純資産額／数理債務)		
特別掛金の残余償却期間		
継続基準(3)	.....	35
予定利率		
2. 非継続基準	.....	36
積立比率(=純資産額／最低積立基準額)		
追加掛金計算の要否		
3. 運用実績	.....	37
4. 成熟度	.....	38
受給者数／加入者数		
給付額／掛金額		

# 1-9. DB年金の2021年3月決算積立状況等

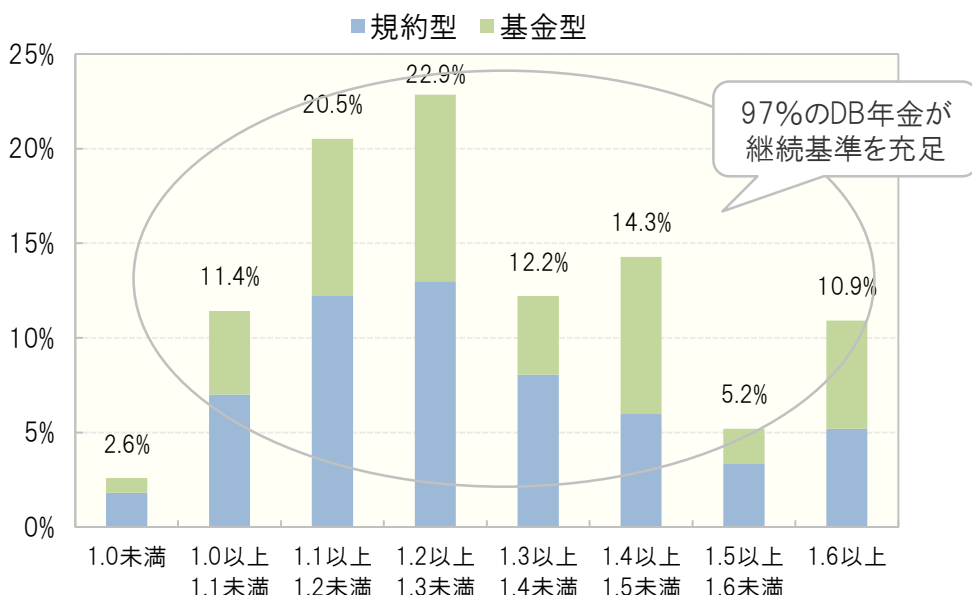
## 1. 継続基準(1)

- ✓ 継続基準の財政検証とは、純資産額が計画どおりに積み立てられているかを検証するものです。
- ✓ 「純資産額／責任準備金※」 $\geq 1.0$ であれば、継続基準を充足します。
- ✓ 「(数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金※」 $\geq 1.0$ であれば、継続基準による掛金の見直しは不要です。

※ 2017年1月施行の法改正に基づき「財政悪化リスク相当額」を計算しているDB年金については、責任準備金に代え、「数理債務－特別掛金収入現価－リスク対応掛金収入現価」(以下「財政均衡下限額」という)を使用

積立比率(=純資産額／責任準備金)

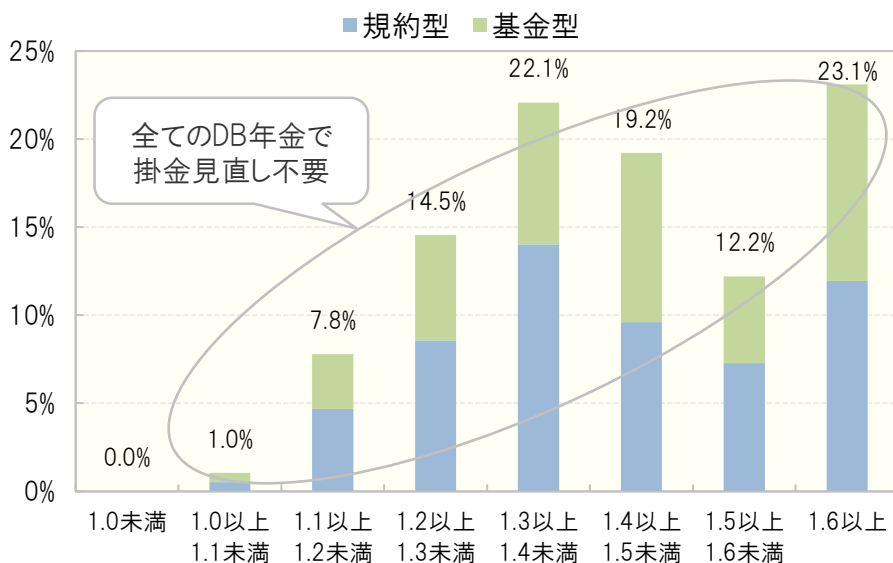
全体平均	基金型	規約型
1.38	1.34	1.41



(数理上資産額※＋許容繰越不足金)／責任準備金

全体平均	基金型	規約型
1.53	1.49	1.56

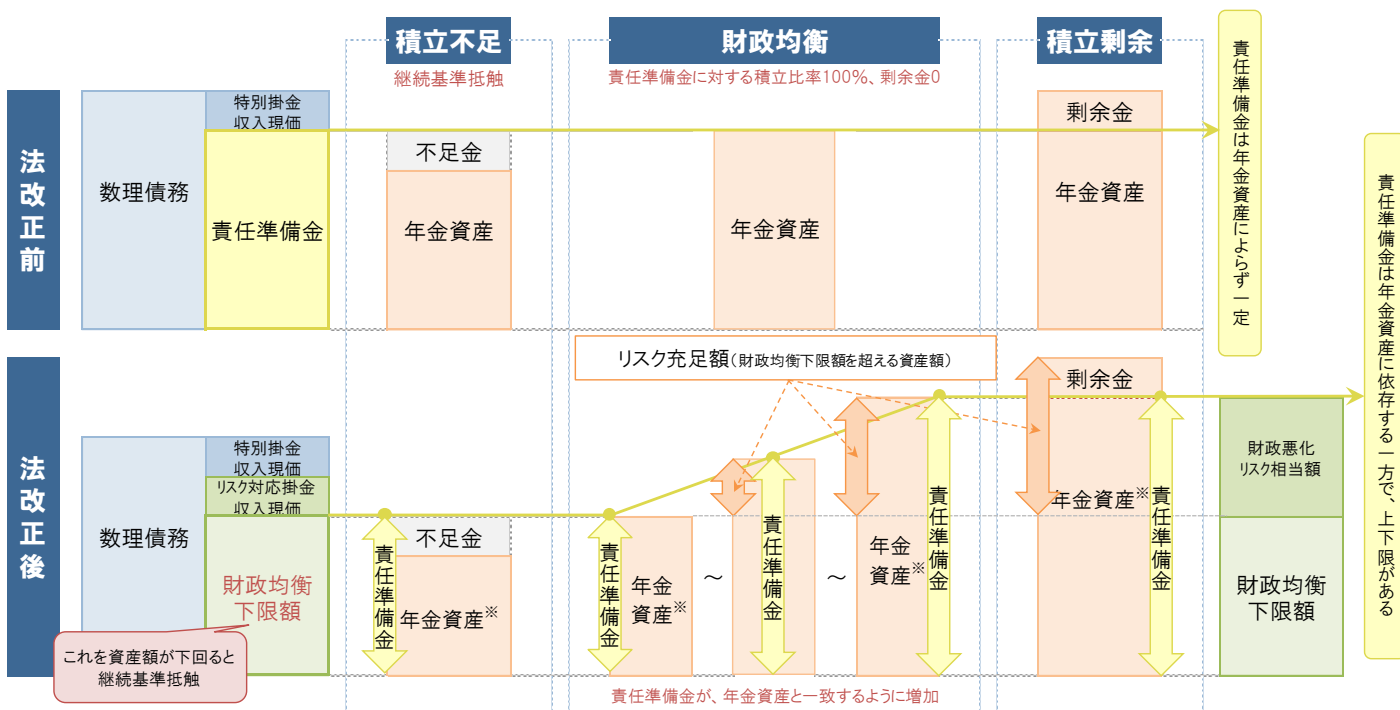
※ 時価評価(または数理的評価等)により算定した年金資産の額



# 1-9. DB年金の2021年3月決算積立状況等

## 《補足》財政悪化リスク相当額を算定している場合は「財政均衡下限額」を使用

- 2017年1月施行の法改正により、責任準備金の定義が変更されました。
- 「財政均衡」の範囲内であれば、責任準備金は年金資産に連動します。
- このため、年金資産を責任準備金対比で評価すると、財政均衡の場合に、継続基準抵触ラインに対する財政上の余力が分かりづらくなります。
- よって、本ニュースでは、『財政均衡下限額』を積立比率の算定基準に使用しています。



※ 正確には、「年金資産一別途積立金(当年度基本金処理前)－承継事業所償却積立金」。

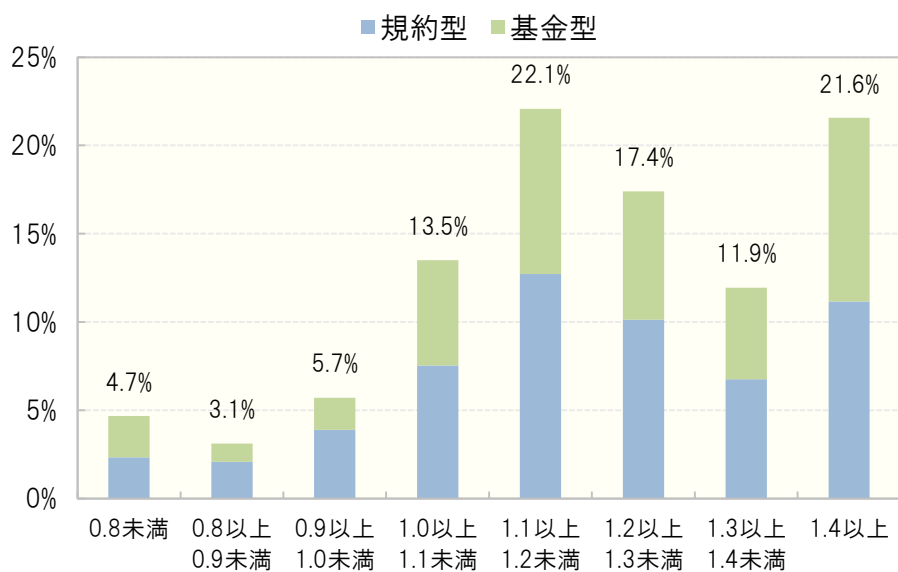
# 1-9. DB年金の2021年3月決算積立状況等

## 1. 継続基準(2)

- ✓ 責任準備金に対する積立比率は、未償却過去勤務債務の償却が予定どおりに進むと仮定した場合のものです。
- ✓ 未償却過去勤務債務があると、加入者や基準給与の減少等による将来の収入不足の影響を受けることがあります。
- ✓ 数理債務に対する積立比率を捉えておくことも重要です。

潜在的な積立比率(=純資産額/数理債務)

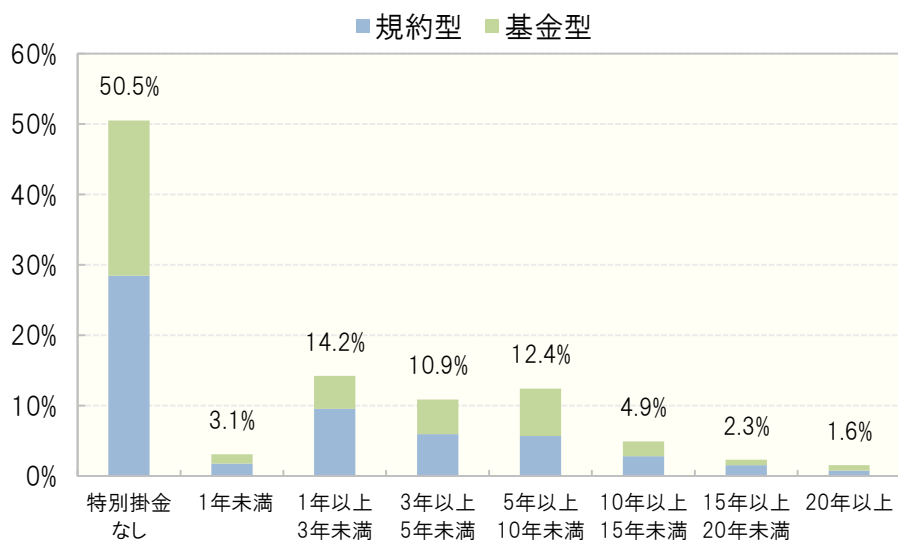
全体平均	基金型	規約型
1.28	1.22	1.33



特別掛金の残余償却期間※

全体平均	基金型	規約型
3年	3年	3年

※ 同一制度で特別掛金が複数ある場合は最長年数



# 1-9. DB年金の2021年3月決算積立状況等

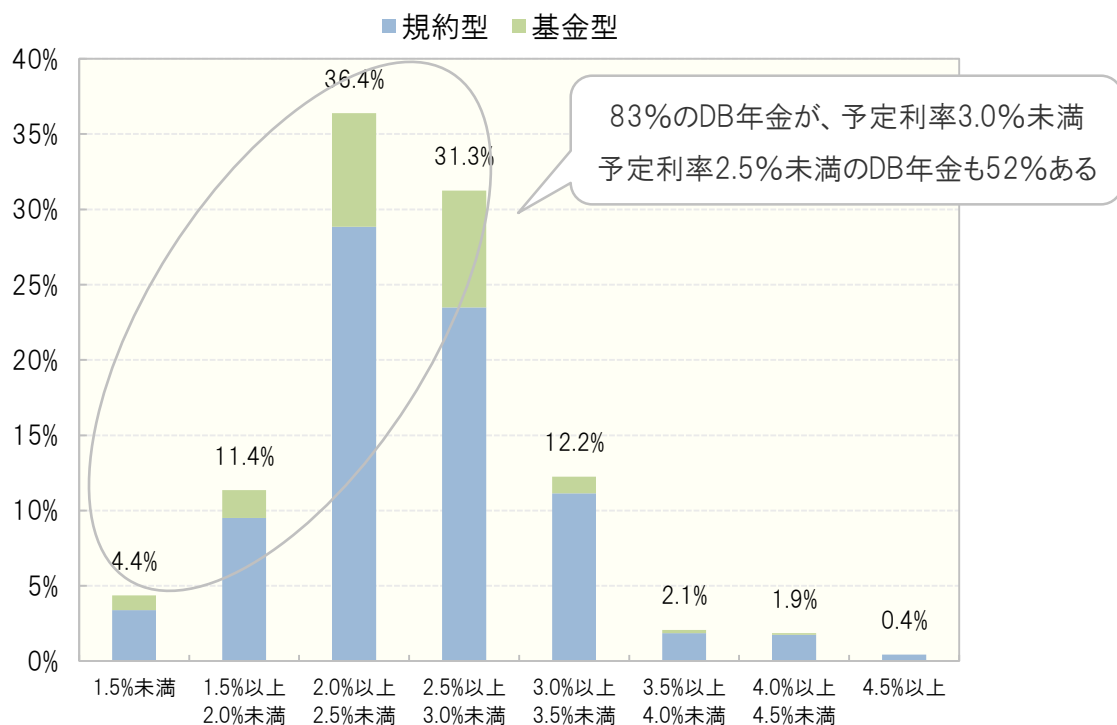
## 1. 継続基準(3)

✓ 予定利率が低いほど、安定的な運用が可能となります。

予定利率※(過去1年間の決算先を集計)

※ 同一制度で予定利率が複数ある場合は最も低い率

全体平均	基金型	規約型
2.27%	2.17%	2.29%



### ① 予定利率の引き下げ

- ・ 目標収益率の引き下げが可能となり、運用が安定化。  
⇒各種積立比率の安定化(維持)に寄与。

### ② 特別掛金償却期間の短縮

- ・ 年金資産の積み上がりスピードが上昇。  
⇒潜在的な積立比率の向上(改善)に寄与。

### ③ リスク対応掛金の拠出

- ・ 年金資産の積み上がりスピードが上昇。
- ・ 目標収益率の引き下げが可能となり、運用が安定化。  
⇒各種積立比率の安定化・向上に寄与。



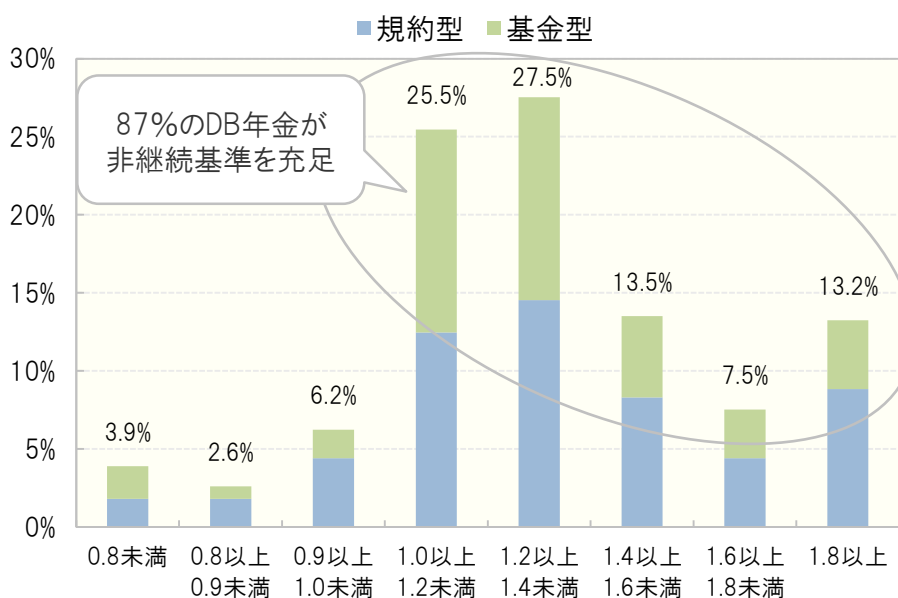
# 1-9. DB年金の2021年3月決算積立状況等

## 2. 非継続基準

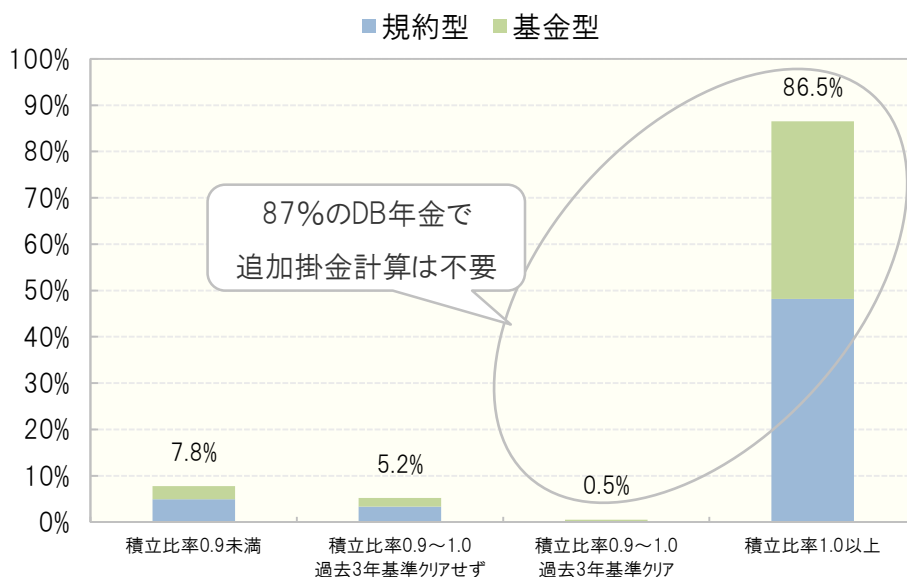
- ✓ 非継続基準の財政検証とは、決算日時点で制度を終了すると仮定した場合に、過去の加入者期間に見合った給付に必要な純資産額が積み立てられているかを検証するものです。
- ✓ 「純資産額/最低積立基準額 $\geq 1.0$ 」であれば、非継続基準を充足します。
- ✓ 「純資産額/最低積立基準額 $\geq 0.9$ 」で、過去3年のうち2回以上非継続基準を充足していれば追加掛金計算は不要です。

積立比率(=純資産額/最低積立基準額)

全体平均	基金型	規約型
1.42	1.35	1.47



追加掛金計算の要否



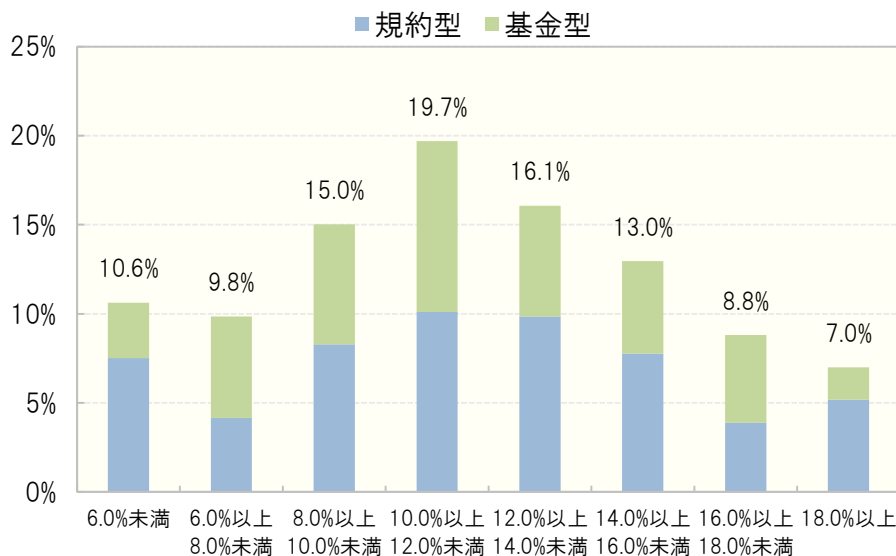
# 1-9. DB年金の2021年3月決算積立状況等

## 3. 運用実績

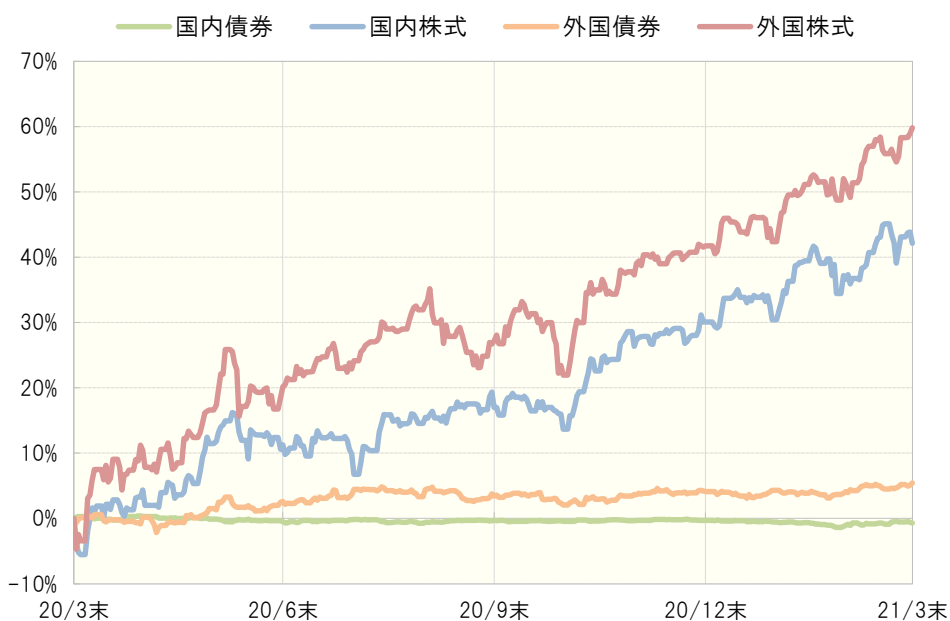
✓ 一般的に、株式割合の多寡によって運用結果は大きく変わります。

時価ベース利回り

全体平均	基金型	規約型
11.51%	11.46%	11.55%



累積市場収益率(決算月前1年間)



資産クラス	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
収益率	-0.70%	42.13%	5.43%	59.79%
インデックス	NOMURA-BPI (総合)	TOPIX(配当込)	FTSE世界国債 (除く日本、円ベース)	MSCI-KOKUSAI (円ベース、税引前・配当込)

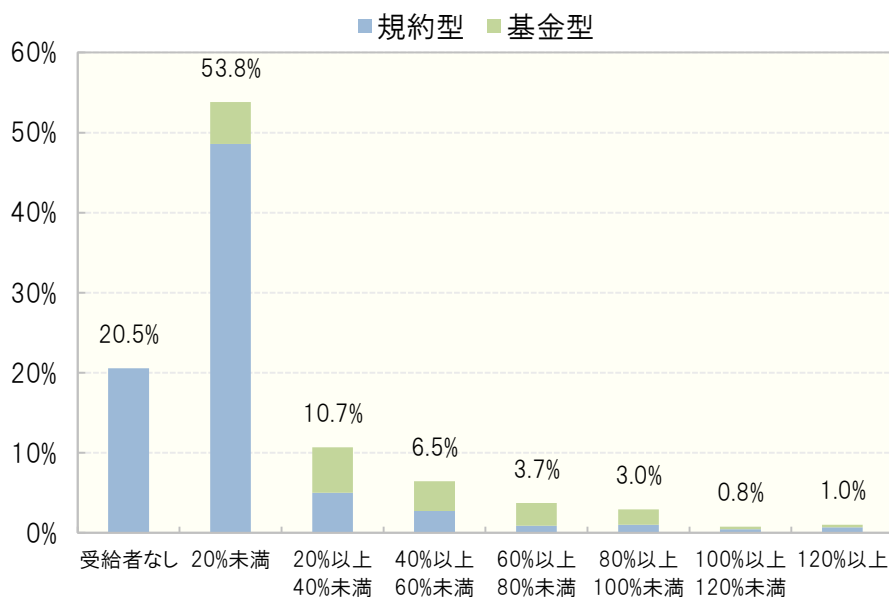
# 1-9. DB年金の2021年3月決算積立状況等

## 4. 成熟度

✓ 制度設立後の経過年数にしたがって成熟度が高まるのは、年金制度として自然な現象と言えます。なお、成熟度が高い場合、一般的にはリスク抑制的な運用が望まれます。

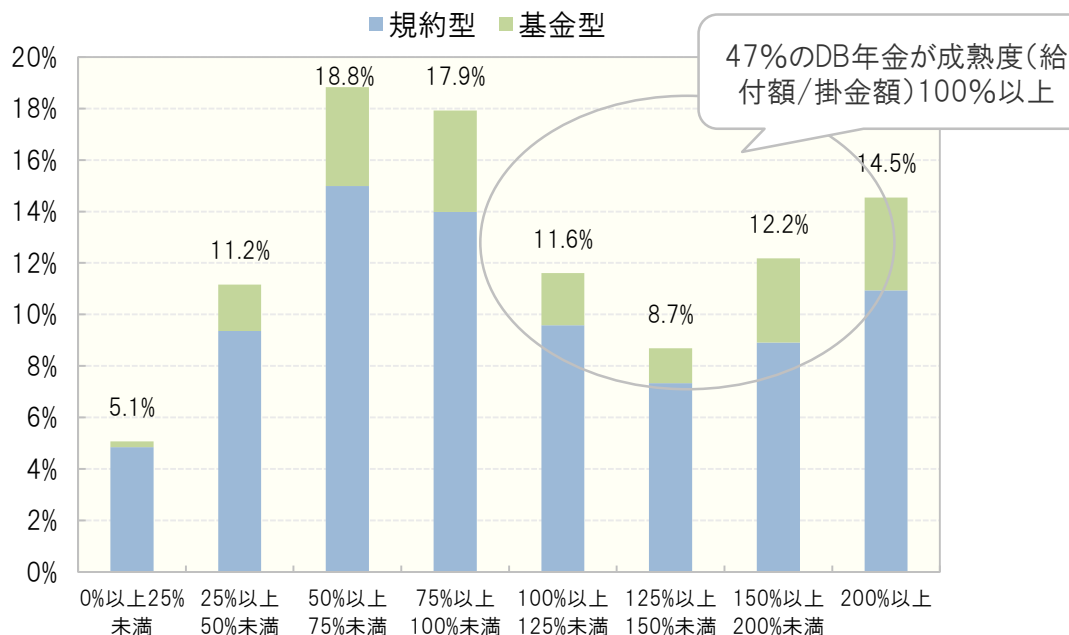
受給者数／加入者数(過去1年間の決算先を集計)

全体平均	基金型	規約型
17.5%	42.2%	11.3%



給付額／掛金額(過去1年間の決算先を集計)

全体平均	基金型	規約型
129.4%	144.5%	125.6%



# 1-10. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2020年度)

- 2020年度(2020年4月～2021年3月決算)の積立比率は83%  
前年比7.9ポイント上昇
- 数理計算上の差異は3.3兆円の利益が発生

三菱UFJ年金ニュースNo.528(9/14)

## ポイント

上場企業(2,857社)の2020年度の退職給付の状況について集計しました。  
ポイントは以下の4点です。

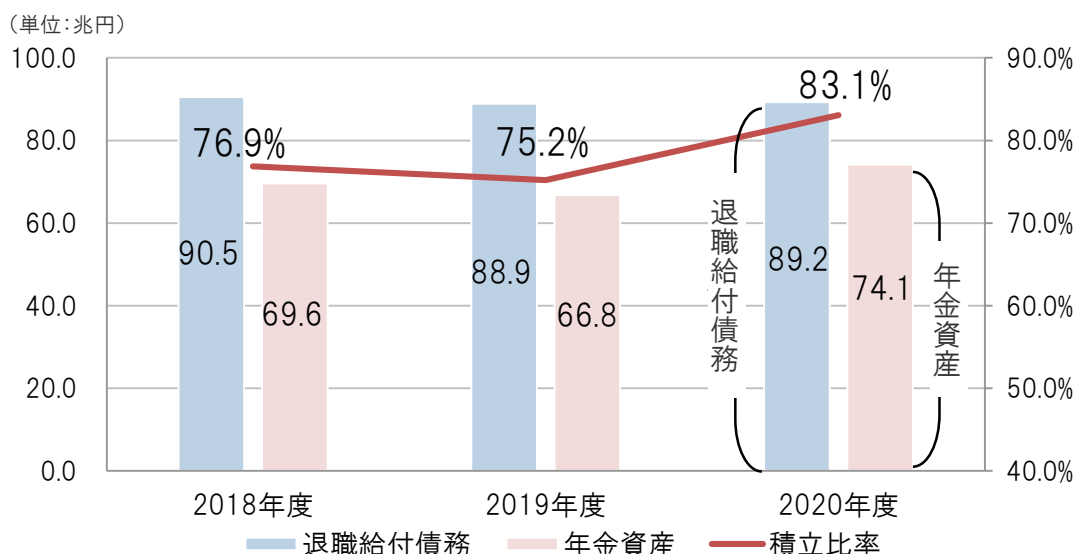
1. 積立比率は83.1%と前年度比7.9ポイント上昇
2. 割引率の平均は0.50%(前年度は0.49%)
3. 数理計算上の差異は3.3兆円の利益が発生
4. 退職給付費用は前年度から若干増加

(注)日本経済新聞社のデータベース(日経NEEDS)を基に弊社作成

## 積立比率

積立比率が測定可能な全企業(対象社数2,852社)

- 退職給付債務よりも、年金資産の増加幅が大きかったため、積立比率(年金資産/退職給付債務)は83.1%と、前年度(75.2%)に比べ7.9ポイント上昇しました。



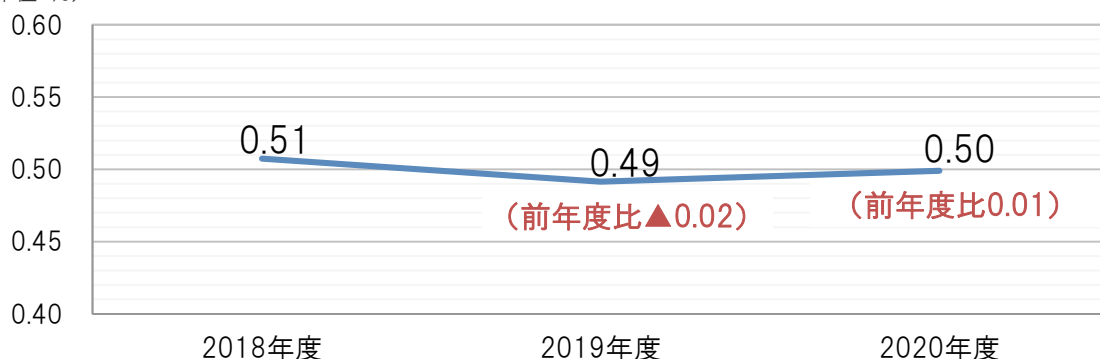
# 1-10. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2020年度)

## 割引率の状況

割引率の開示のある企業(対象社数2,179社)

- 割引率(開示に幅がある場合は下限の値を集計)の平均は0.50%と、前年度よりも若干上昇しました。
- 割引率をマイナスで設定した企業は18社(前年度は39社)、0%は226社(同264社)と、いずれも前年度より減少しています。

(単位:%)

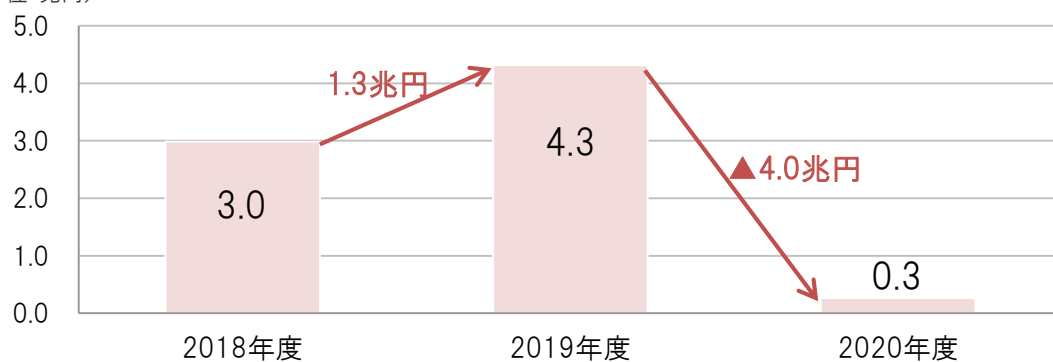


## 未認識数理計算上の差異の状況

数理計算上の差異残高を計上しており、かつ、IFRS適用企業を除いた集計(対象社数1,870社)

- 年金資産からの数理計算上の差異(利益)が3.7兆円、退職給付債務からの数理計算上の差異(損失)が0.4兆円発生、合計で3.3兆円(利益)となっています。
- 数理計算上の差異の残高は、当期の費用処理等によっても減少し、最終的には0.3兆円(損失)と、前年度比4.0兆円減少しました。

(単位:兆円)



(単位:兆円)

	2019年度	2020年度
期首残高	2.99	4.32
数理計算上の差異の当期発生額	1.67	▲ 3.33
退職給付債務からの発生額	0.30	0.39
年金資産からの発生額	1.37	▲ 3.72
当期の費用処理額	▲ 0.30	▲ 0.43
その他の増減	▲ 0.04	▲ 0.29
期末残高	4.32	0.27

# 1-10. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2020年度)

## 年金資産の構成比

資産構成の開示がある企業を集計(対象社数1,687社)

- 2020年度は株式市場が大きく回復したため、株式の構成比が上昇し、それ以外の資産の比率が低下しました。

### 【金額加重平均】

	2019年度	2020年度
債券	35.0%	33.0%
株式	27.5%	31.1%
一般勘定	12.7%	11.7%
その他	24.8%	24.2%
合計	100.0%	100.0%

### 【単純平均】

	2019年度	2020年度
債券	34.3%	32.4%
株式	22.7%	26.2%
一般勘定	23.3%	22.2%
その他	19.7%	19.2%
合計	100.0%	100.0%

### 【補足】

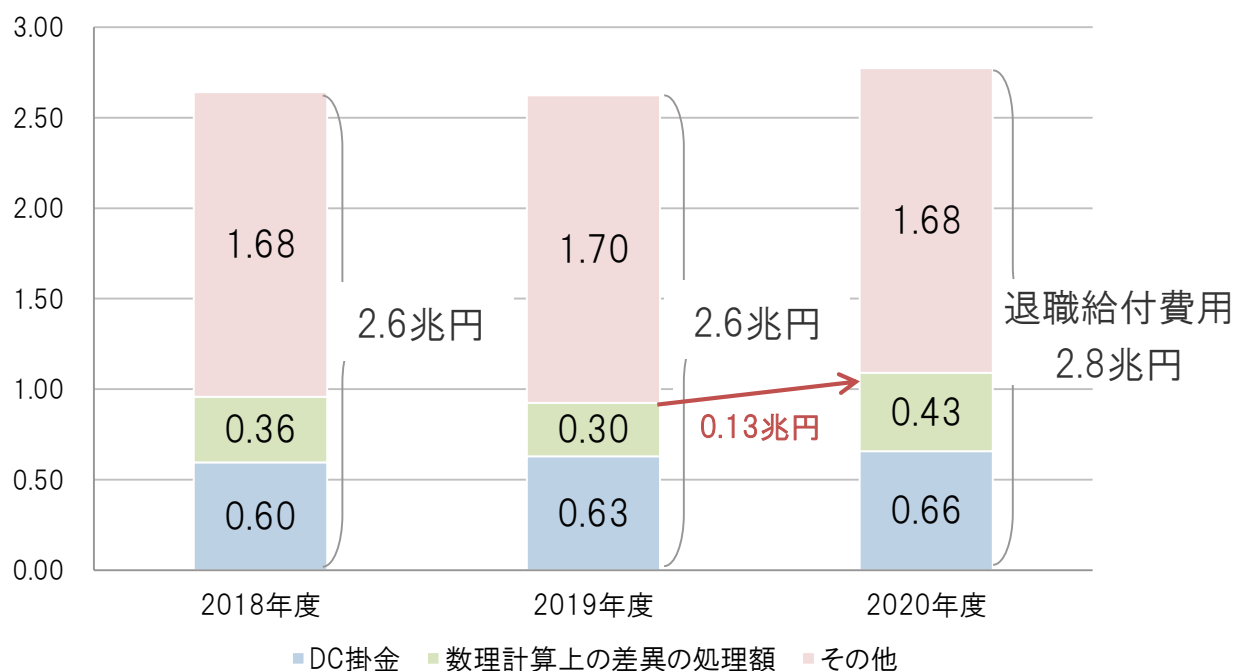
- ✓ 金額加重平均とは各社の保有資産を合計して算出した構成比を指し、単純平均とは各社の資産構成比を平均した値を指します。前者は資産規模の大きな会社の状況に左右される一方、後者は資産規模は小さいが社数の多い企業の影響が大きくなります。

## 退職給付費用

IFRS適用企業を除いた集計(対象社数2,695社)

- 退職給付費用は2.8兆円と、前年度(2.6兆円)から増加しました。
- 一昨年度の運用市場の悪化に伴う数理計算上の差異の費用処理額の増加(前年度比0.13兆円)、DC掛金の増加が主な要因と考えられます。

(単位:兆円)



(注)その他は、勤務費用、利息費用、期待運用収益、過去勤務費用その他の合計です。



## 2. その他トピックス

---

## 2-1. 厚生労働省「令和3年版厚生労働白書～新型コロナウイルス感染症と社会保障～」を公表

- 7月30日、令和3年版の厚生労働白書が公表
- 新型コロナウイルス感染症拡大による国民生活への影響やその対応について分析を行うとともに、社会的危機における社会保障の役割や課題について記載

～以下、メールマガジン「厚生労働省「令和3年版厚生労働白書新型コロナウイルス感染症と社会保障」を公表(8/6)」転載～

7月30日、令和3年版の厚生労働白書が公表されました(※1)。  
「新型コロナウイルス感染症と社会保障」と銘打ち、「新型コロナウイルス感染症と社会保障」と「現下の政策課題への対応」の2部構成になっています。

社会保障・雇用に関連する主な内容についてご案内します。

### <年金関連>

#### ○公的年金 2020年改正法

- ・被用者保険の適用拡大  
(100人超2022年10月1日施行、50人超2024年10月1日施行)
- ・在職老齢年金の見直し(2022年4月1日施行)
- ・受給開始時期の75歳までの拡大(2022年4月1日施行)

#### ○企業年金・個人年金 2020年法改正

- ・DB、DC受給開始時期の選択肢の拡大(DBは施行済、DCは2022年4月1日施行)
- ・DCの加入可能年齢の引上げ(2022年5月1日施行)
- ・企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和(2022年10月1日施行)
- ・企業型DC・iDeCoの拠出限度額の見直し(2024年12月1日施行)

### <雇用保険>

#### ○雇用保険法等の一部を改正する法律

- ・65歳以上の複数就業者に対する雇用保険の適用(2022年1月1日施行)
- ・高齢雇用継続給付の縮小及び70歳までの就業確保措置の雇用安定事業への位置づけ(2025年4月1日施行)
- ・育児休業給付について失業等給付とは異なる給付体系に位置付け(2020年4月1日施行)

### <柔軟な働き方がしやすい環境整備>

#### ○雇用型テレワークの普及促進

- ・「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を改定(2021年3月)

#### ○副業・兼業の環境整備

- ・「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定(2020年9月1日)

### <高齢者雇用>

○2020年6月現在、31人以上規模企業の99.9%で65歳まで雇用確保措置が実施されているが、生涯現役で働くことができる社会の実現に向けて以下の取組みを推進

- ・企業における高齢者の就労促進
- ・高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

## 2-1. 厚生労働省「令和3年版厚生労働白書～新型コロナウイルス感染症と社会保障～」を公表

### <非正規雇用>

- 現状、非正規雇用労働者は増加傾向(雇用者の約4割)にあり、不本意非正規雇用労働者の解消が求められ、以下の取組みを推進
  - ・正社員転換・待遇改善の推進
  - ・能力開発機会の確保
  - ・有期労働契約の無期転換ルールについて、制度周知の在り方等を検討し必要な措置を講ずる

### <育児休業制度>

- 女性の育児休業取得は着実な定着が図られているが(2019年度:83.0%)、第1子出産後の継続就業率(2015年度:53.1%)は低く、また男性の育児休業取得率(2019年度:7.48%)も低く、以下の取組を実施
  - ・出産時育児休業の創設および育児休業等支援制度の整備等を内容とする法改正を実施
  - ・育児休業支援制度を利用しやすい職場環境づくり…イクメンプロジェクト実施等

### <少子社会>

- 将来の未婚割合の増加(2040年に50歳時の男性:約29%・女性:約19%)が見込まれ、合計特殊出生率も依然として低い水準(2005年:1.26⇒2020年:1.34)にあり2065年には1年間の出生数は約56万人まで減少、高齢化率は約38%まで増加する見込み

### <所見>

少子高齢化を原因とする労働力確保のため、様々な施策が講じられています。

総務省統計局等(※2※3)の生産年齢人口データによると、2010年から2030年までの20年間に約1,200万人の減少が見込まれており、今後、人手不足が顕著に表れてくることが想定されます。

企業では人手不足に備えるため、人材確保と生産性の維持向上が重要課題になってくると考えられます。

### <ご参考資料>

※1 厚労省 令和3年版厚生労働白書－新型コロナウイルス感染症と社会保障－(全体版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000810636.pdf>

※2 総務省統計局「日本の統計2021」第2章人口・世帯 2-1 人口の推移と将来人口

<http://www.stat.go.jp/data/nihon/02.html>

※3 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)詳細結果表」

[http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/db\\_zenkoku2017/db\\_zenkoku2017syosaikokka.html](http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/db_zenkoku2017/db_zenkoku2017syosaikokka.html)

### **3. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(2021年7月～9月)**

---

### 3. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (2021年7月～9月)

	タイトル	公的年金 企業年金	その他
2021年 6月(*)	確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大および加入可能年齢の引上げ等に伴う関係省令案等の意見募集開始について	○	
2021年 7月	確定拠出年金における運用方法除外事由の追加および事業主報告書の簡素化に関する省令の公布	○	
	確定拠出年金の運用方法にかかる除外方法の選択肢追加に関する通知等の発出	○	
2021年 8月	リスク分担型企業年金に係る規定の整備等に関する省令改正	○	
	DB年金の2021年3月決算積立状況等	○	
	リスク分担型企業年金に係る規定の整備等に関する通知等の発出	○	
	厚生労働省「令和3年版厚生労働白書～新型コロナウイルス感染症と社会保障～」を公表		○
	「公的年金の繰上げ減額率および企業型DC加入者のiDeCo加入要件拡大等に関する政令」の公布および関連通知の発出	○	
2021年 9月	確定拠出年金の拠出限度額の見直し及び他制度掛金相当額の算定に関する政省令の公布	○	
	上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2020年度)	○	
	確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大および加入可能年齢の引上げ等に伴う関係省令の公布	○	

\*は前回の三菱UFJ年金ニュース特別版(2021.4～2021.6)発行後に発行された情報です。

※ ( )は本資料に未掲載のニュースです。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境、企業動向の変化や相場変動、労働法制、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、弊社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、弊社は一切責任を負いません。
- 本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6747-0414

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))